第五次木城町総合計画
後期基本計画

《2019 ― 2023》

平成３１年３月

宮崎県　木城町

「みんなで創る　明日に向けて翔くまち　木城」を目指して

木城町は、豊かな自然環境の中で、町民の皆様が木城町に住んでいることを誇りに思い、将来に希望が持てるまちづくりを町民一丸となって行っていくことを目指して、2023年度を目標年次とした第五次総合計画を2013年度に策定し、この５年間前期基本計画に沿って様々な施策を展開してまいりました。

その間も、我が国や地方自治体を取り巻く状況は、人口減少社会の到来、国・地方を通じた危機的な財政状況、地球規模での環境問題や大規模災害など、あらゆる分野で大きく目まぐるしく変化してきました。地方自治体においては、その時代の潮流に的確に対応し、住民の様々なニーズに対応したまちづくりを進めていく必要があります。

このような社会経済情勢等の変化を踏まえ、このたび2019年度から2023年度までの後期基本計画を策定しました。後期基本計画の策定にあたりましては、前期基本計画の施策の達成状況の検証や町民・中学生アンケート、パブリックコメントを行い、町民の様々なニーズが反映されるよう留意するとともに、長期的視点に立ち、効率的で効果的な施策を推進できるように意識した計画の策定に心がけたところであります。

2023年に町制施行50周年を迎える本町において、この計画をまちづくりの指針として、各施策を積極的に推進し、「みんなで創る　明日に向けて翔くまち　木城」の実現を目指し、未来志向のまちづくり、人づくりに取組んでまいります。また、本計画を実現するには、全町民が一丸となって取り組んでいく必要があります。町民の皆様をはじめ、関係各位のご支援、ご協力をお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたり、様々な機会を通じて貴重なご意見・ご提言をお寄せいただきました町民の皆様をはじめ、熱心にご審議いただきました木城町総合計画審議会委員の皆様、ご協力をいただきました関係各位に対しまして心から感謝申し上げます。

平成31年3月

木城町長　　半 渡 英 俊

目　次

Ⅰ　総則 …… 1
1．策定の趣旨 …… 2
2．計画の構成と期間 …… 3
3．本町を取り巻く時代の潮流 …… 4
（1）少子高齢化と人口減少の急速な進行 …… 4
（2）支え合い共に生きる社会づくりの重要性の高まり …… 4
（3）安全・安心への意識の高まり …… 5
（4）環境保全・エネルギー対策の重要性の高まり …… 5
（5）地方における景気回復の遅れ …… 6
（6）教育・スポーツ振興に向けた取り組みの進展 …… 6
（7）情報化・グローバル化の進展 …… 7
（8）地方の自立の時代の到来 …… 7
4．町民ニーズ …… 8
5．人口の将来展望 …… 16

Ⅱ　基本構想 …… 17
1．まちづくりの基本理念 …… 18
2．将来像 …… 18
3．基本目標・施策の体系 …… 19
（1）基本目標Ⅰ　個性が光る産業のまち …… 19
（2）基本目標Ⅱ　笑顔のあふれる健康のまち …… 19
（3）基本目標Ⅲ　豊かな心を育む教育のまち …… 19
（4）基本目標Ⅳ　快適で安全に暮らせるまち …… 19
（5）基本目標Ⅴ　自然豊かな緑と水のまち …… 20
（6）基本目標Ⅵ　町民が主役のまち …… 20
4．施策の基本方向 …… 21
（1）基本目標Ⅰ　個性が光る産業のまち …… 21
（2）基本目標Ⅱ　笑顔のあふれる健康のまち …… 22
（3）基本目標Ⅲ　豊かな心を育む教育のまち …… 23
（4）基本目標Ⅳ　快適で安全に暮らせるまち …… 24
（5）基本目標Ⅴ　自然豊かな緑と水のまち …… 25
（6）基本目標Ⅵ　町民が主役のまち …… 26

Ⅲ　重点プロジェクト …… 27
1．重点プロジェクトの位置づけ …… 28
2．重点プロジェクト …… 28
（1）地域活性化プロジェクト …… 29
（2）住民サービス向上プロジェクト …… 30
（3）次世代創造プロジェクト …… 31

Ⅳ　後期基本計画 …… 33
基本目標Ⅰ　個性が光る産業のまち …… 34
（1）農林業の振興 …… 34
（2）商工業の振興 …… 38
（3）観光・交流事業の振興 …… 41
（4）各産業の連携強化と雇用の創出 …… 44
基本目標Ⅱ　笑顔のあふれる健康のまち …… 46
（1）子育て支援の充実 …… 46
（2）高齢者福祉の充実 …… 49
（3）障がい者福祉の充実 …… 52
（4）地域福祉の充実 …… 55
（5）保健・医療の充実 …… 58
基本目標Ⅲ　豊かな心を育む教育のまち …… 63
（1）生涯学習・生涯スポーツの推進 …… 63
（2）幼児・学校教育の充実 …… 66
（3）青少年の健全育成の推進 …… 69
（4）文化・芸術の振興 …… 71
基本目標Ⅳ　快適で安全に暮らせるまち …… 74
（1）道路網の整備 …… 74
（2）公共交通の維持・充実 …… 76
（3）住宅・住宅団地の整備 …… 78
（4）消防・防災・防犯体制の充実 …… 80
（5）情報基盤の充実 …… 84
基本目標Ⅴ　自然豊かな緑と水のまち …… 86
（1）公園・緑地の整備 …… 86
（2）上下水道の維持・整備 …… 88
（3）資源循環型社会の構築 …… 91
（4）自然・環境と共生する地域社会 …… 93
基本目標Ⅵ　町民が主役のまち …… 95
（1）町民参加のまちづくりの推進 …… 95
（2）コミュニティ活動・ボランティア活動の充実 …… 98
（3）男女共同参画・人権尊重社会の形成 …… 100
（4）時代に即した自治体経営の推進 …… 103
施策別担当課早見一覧表 …… 106

Ⅴ　附属資料 …… 107

Ⅰ　総則

1 策定の趣旨

総合計画は、まちづくりの基本的な計画であり、目標に向かって施策・事業を行っていくための指針となるものです。

木城町では、2014年3月に、基本構想（2014年度～2023年度）と前期基本計画（2014年度～2018年度）からなる第五次木城町総合計画を策定し、『みんなで創る　明日に向けて翔くまち　木城』という将来像の実現に向けた様々な施策を積極的に推進し、着実に成果を上げてきました。

しかし、この間、少子高齢化・人口減少の急速な進行や全国各地における大規模な自然災害の発生をはじめ、社会・経済情勢は大きく変化してきており、また、町内においては、保健・医療・福祉の充実や防犯・防災対策の充実を重視する傾向が強まっています。

こうした社会・経済情勢の変化や町民ニーズに的確に対応しながら、「町民の満足度向上」、「町民との協働によるまちづくり」、「持続可能な町の経営」という基本的視点を踏まえ、木城町に住んでいることを誇りに思い、将来に希望が持てるまちづくりを町民の皆さんと一緒に行っていくため、ここに第五次木城町総合計画後期基本計画（2019年度～2023年度）を策定します。

2 計画の構成と期間

本計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の３層により構成します。それぞれの内容と期間は、次のとおりです。

基本構想	**計画期間**	10年間 （2014年度～2023年度）
	内　　容	町の目指す将来像とそれを実現するための基本目標や施策の体系を定めたもの
基本計画	**計画期間**	５年間（前期・後期） 後期基本計画（2019 年度～2023 年度）
	内　　容	基本構想に基づき、各分野で取り組むべき施策の内容や具体的な数値目標等を示したもの
実施計画	**計画期間**	３年間 （ローリング方式により毎年度見直し）
	内　　容	基本計画に基づき、具体的に実施する事業の内容や財源等を示したもの

【計画の期間】

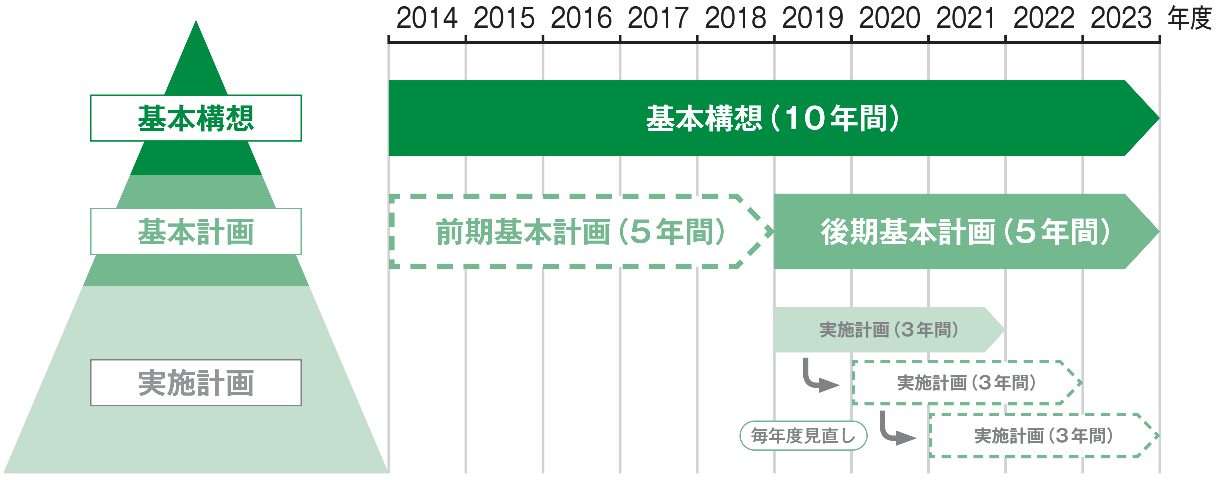

3 本町を取り巻く時代の潮流

（1）少子高齢化と人口減少の急速な進行

我が国は、少子高齢化と人口減少が同時に、かつ急速に進行するという、かつて経験したことのない危機的な状況を迎えています。このような中で、活力と魅力のある社会を維持するため、全国的に「地方創生[1]」の新たな展開が進められているほか、「一億総活躍社会[2]」の実現に向けた取り組みが進められています。

このため、本町においても、町一体となった人口減少対策をはじめ、「地方創生」・「一億総活躍社会」の実現に向けた取り組みを進めていくことが求められます。

（2）支え合い共に生きる社会づくりの重要性の高まり

人口構造の変化や価値観の多様化等に伴い、全国的に、地域における人と人とのつながりや支え合う機能の弱体化が懸念されています。少子高齢化と人口減少が進行する中で、誰もが役割を持ち、お互いに支え合い助け合いながら共に生きていくことの重要性が再認識されてきています。

このため、本町においても、あらゆる分野において、人と人とが支え合い助け合う地域づくり、コミュニティ機能の強化に向けた取り組みを進めていくことが求められます。

1　人口減少の歯止めや東京圏への人口集中の是正などにより、将来にわたって活力と魅力のある地方をつくり出すこと。

2　若者も高齢者も、女性も男性も、障がいや難病のある人も、一度失敗を経験した人も、一人ひとりが尊重され、それぞれの希望がかない、能力を発揮でき、生きがいを感じることができる社会。

（3）安全・安心への意識の高まり

未曽有の被害をもたらした東日本大震災以降も、熊本地震をはじめとして、全国各地で地震や大雨、火山の噴火等の大規模な自然災害が相次いでいるほか、子どもを巻き込む犯罪や事故、悪質商法・特殊詐欺による被害、食の安全を脅かす事件等も後を絶たず、人々の安全・安心に対する意識がさらに高まってきています。

このため、本町においても、大規模災害への備えや地域ぐるみの防犯体制の整備をはじめ、あらゆる分野で安全・安心の視点を重視した取り組みを進めていくことが求められます。

（4）環境保全・エネルギー対策の重要性の高まり

地球温暖化の一層の深刻化、大気汚染や海・河川の水質汚濁をはじめとする国・地域における環境問題の発生等を背景に、国や地域はもとより、住民一人ひとりが、環境保全やエネルギーの循環に向けた具体的行動を起こすべき時代を迎えています。

このため、本町においても、自然環境の保全やごみの減量化・リサイクルをはじめ、循環・自然共生を基本とした持続可能な社会づくりに向けた取り組みを進めていくことが求められます。

（5）地方における景気回復の遅れ

近年、我が国の景気は回復傾向にありますが、地方においてはその実感に乏しく、地方の産業・経済は依然として厳しい状況が続いており、第１次産業の担い手の減少や既存商店街の空洞化、企業立地の停滞等の状況がみられ、地域全体の活力の低下や雇用の場の不足が問題となっています。

このため、本町においても、こうした厳しい状況を十分に踏まえながら、各産業の維持・活性化を促す取り組みを模索していくことが必要です。

（6）教育・スポーツ振興に向けた取り組みの進展

我が国では、将来的な社会の変化を見通し、第３期教育振興基本計画を策定し、教育の振興に向けた様々な改革を進めています。また、オリンピック・パラリンピックの東京開催を見据え、スポーツ庁を創設するとともに、第２期スポーツ基本計画を策定し、スポーツ立国の実現に向けた取り組みを進めています。

このため、本町においても、こうした動きを踏まえ、また地域資源を十分に活かしながら、特色ある教育行政・スポーツ行政を進めていくことが求められます。

（7）情報化・グローバル化の進展

様々な情報通信機器・サービスの普及により、情報通信環境はさらに向上し続けているほか、IoT[3]やAI[4]なども生活に身近なものとなってきており、あらゆる分野でICT[5]を利活用する時代を迎えています。また、人・物・情報の国境を越えた交流がさらに活発化し、あらゆる分野でグローバル化が進んでいます。

このため、本町においても、こうした情報化・グローバル化をこれからのまちづくりに欠かせない要素としてとらえ、積極的に取り組んでいくことが求められます。

（8）地方の自立の時代の到来

「地方分権」がさらに進展するとともに、「地方創生」の時代を迎え、これからの地方自治体には、地域における多様な人的資源を活かしながら、自らの権限と財源によって、独自の政策を展開していくことが一層強く求められます。

このため、本町においても、町民をはじめとする多様な主体の参画・協働を促しながら、行財政運営のさらなる効率化を進め、将来にわたって自立・持続可能なまちづくり体制を確立していくことが求められます。

3　Internet of Thingsの略。様々な物体に通信機能を持たせ、インターネットに接続したり相互に通信することにより、自動認識や自動制御、遠隔計測などを行うこと。

4　Artificial Intelligenceの略。人工知能。

5　Information and Communications Technologyの略。情報通信技術。

4 町民ニーズ

本計画の策定に当たって、町民参画、町民の意見の反映を重視し、町民及び中学生を対象としたアンケート調査を行いました。アンケート調査の中から、代表的な設問結果を抜粋すると、次のとおりです。

なお、本調査は、2018年8月に20歳以上の町民1,000人(無作為抽出)、2018年7月に中学生135人(全員)を対象に実施、有効回収数及び有効回収率は、町民376(37.6%)、中学生131(97.0%)となっています。

ア　町への愛着度

町への愛着度

【町　民】 “愛着を感じている” 74.0%

【中学生】 “愛着を感じている” 71.7%

「とても愛着を感じている」と「どちらかというと愛着を感じている」をあわせた“愛着を感じている”という人が、町民は74.0%、中学生は71.7%にのぼり、町への愛着度はかなり高くなっています。

前回(2013年度)のアンケート結果と比べると、町民の愛着度(“愛着を感じている”73.6%)は高いままほとんど変化していませんが、中学生の愛着度(“愛着を感じている”77.2%)はやや弱まっています。

【町への愛着度】

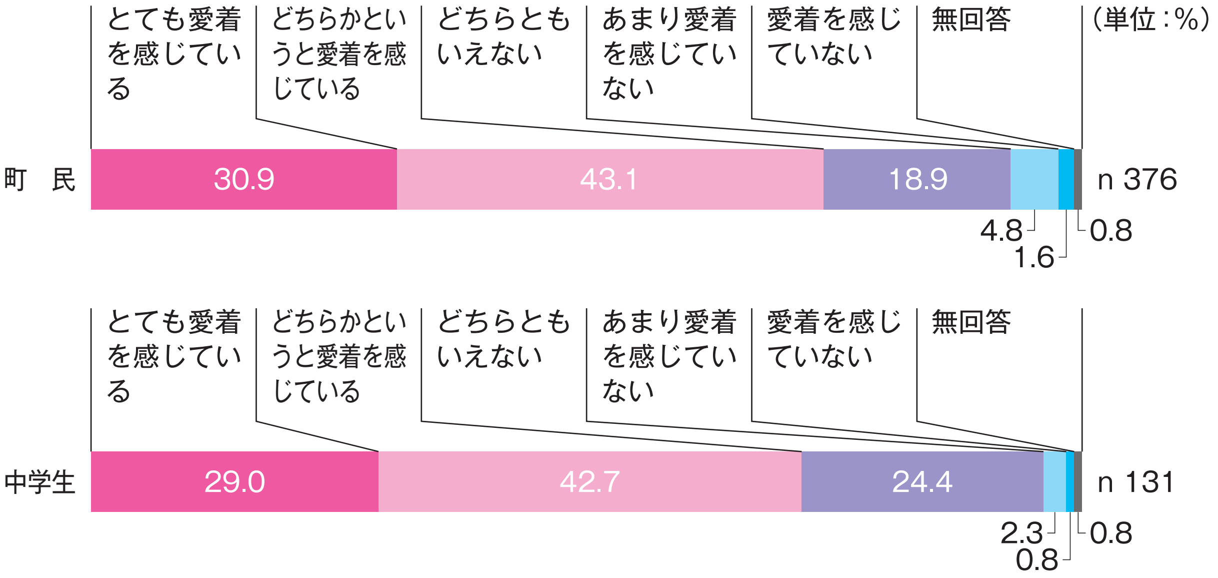

イ　今後の定住意向

今後の定住意向
【町　民】“住みたい”　75.6%
【中学生】“住みたい”　25.2%

「住みたい」と「どちらかといえば住みたい」をあわせた“住みたい”という人が、町民は75.6%にのぼり、町民の定住意向はかなり高くなっています。一方、中学生の“住みたい”率は25.2%となっており、“住みたくない”(「どちらかといえば住みたくない」と「住みたくない」の合計)と答えた中学生(23.7%)は、住みたくない主な理由として進学・就職や買物の不便さをあげています。

前回(2013年度)のアンケート結果と比べると、町民(“住みたい”80.2%)、中学生(“住みたい”43.3%)ともに、定住意向はやや弱まっています。

【今後の定住意向】

ウ　町の各環境に関する満足度

満足度が高い項目		満足度が低い項目	
第１位	自然環境の豊かさ	第１位	公共交通機関の便利さ
第２位	上水道の整備	第２位	就業の場や機会
第３位	景観の美しさ	第３位	買物の便利さ
第４位	下水道の整備	第４位	商工業の振興
第５位	児童福祉対策	第５位	観光産業の振興

町の各環境に対する町民の満足度を把握するため、6分野31項目を設定し、項目ごとに「満足している」、「どちらかといえば満足している」、「どちらともいえない」、「どちらかといえば不満である」、「不満である」の５段階で評価してもらい、点数化（最高点10点、最低点-10点）しました。

その結果、満足度が高い項目は「自然環境の豊かさ」（4.97点）、「上水道の整備」（3.50点）、「景観の美しさ」（3.25点）、「下水道の整備」（3.05点）、「児童福祉対策」（2.89点）の順、満足度が低い項目は「公共交通機関の便利さ」（-4.01点）、「就業の場や機会」（-3.23点）、「買物の便利さ」（-2.67点）、「商工業の振興」（-1.56点）、「観光産業の振興」（-1.44点）の順となっており、前回のアンケート結果と比べても、上位と下位の５項目にほとんど違いがみられませんでした。31項目のうち、満足度がプラス評価の項目が23項目、マイナス評価の項目が8項目と、大部分の項目がプラス評価で、全体的な町の評価は高くなっていますが、産業分野の項目と公共交通機関・買物の利便性に関する項目の満足度が低く、これらに課題を残しているといえます。

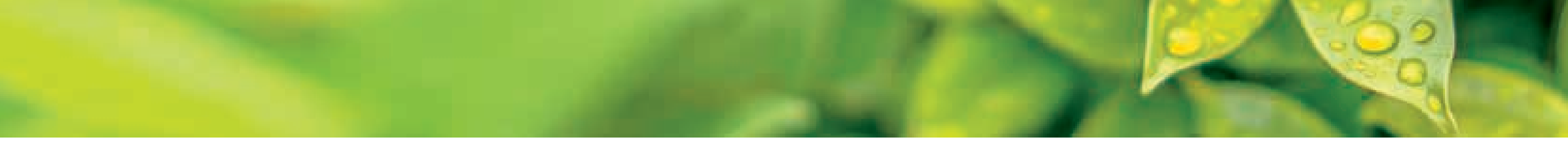

【町の各環境に関する満足度】

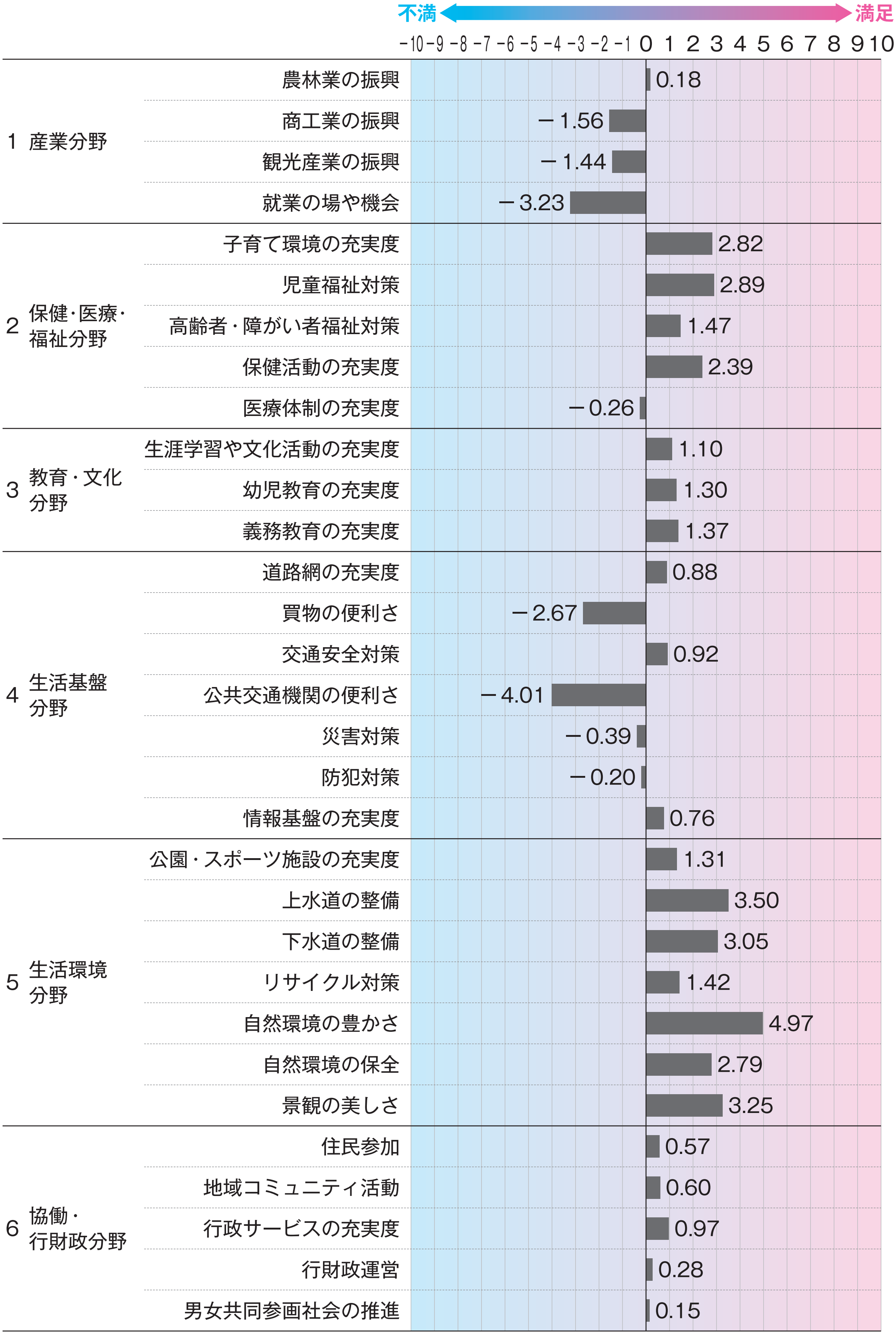

エ　町の各環境に関する重要度

重要度が高い項目

第１位　医療体制の充実度
第２位　子育て環境の充実度
第３位　高齢者・障がい者福祉対策
第４位　児童福祉対策、災害対策
第６位　就業の場や機会
第７位　保健活動の充実度
第８位　義務教育の充実度
第９位　防犯対策
第10位　自然環境の保全

町の各環境に対する今後の重要度を把握するため、満足度と同じ６分野31項目を設定し、項目ごとに「重要である」、「やや重要である」、「どちらともいえない」、「あまり重要でない」、「重要でない」の５段階で評価してもらい、点数化（最高点10点、最低点-10点）しました。

その結果、重要度が高い項目は「医療体制の充実度」（7.43点）、「子育て環境の充実度」（7.31点）、「高齢者・障がい者福祉対策」（7.27点）、「児童福祉対策」・「災害対策」（同点7.01点）、「就業の場や機会」（6.88点）、「保健活動の充実度」（6.41点）、「義務教育の充実度」（6.34点）、「防犯対策」（6.30点）、「自然環境の保全」（6.15点）の順となっており、これら上位10項目をみると、保健・医療・福祉分野の５項目がすべて含まれているほか、災害・防犯対策の項目が上位となっており、“保健・医療・福祉の充実”と“防災・防犯”が重視されていることがうかがえます。

また、前回のアンケート結果と比較すると、保健・医療・福祉分野の項目と災害・防犯対策の項目が上位となっていることは同様ですが、保健・医療・福祉分野の項目がすべて順位を上げており、“保健・医療・福祉の充実”を重視する人が増えてきていることがうかがえます。

【町の各環境に関する重要度】

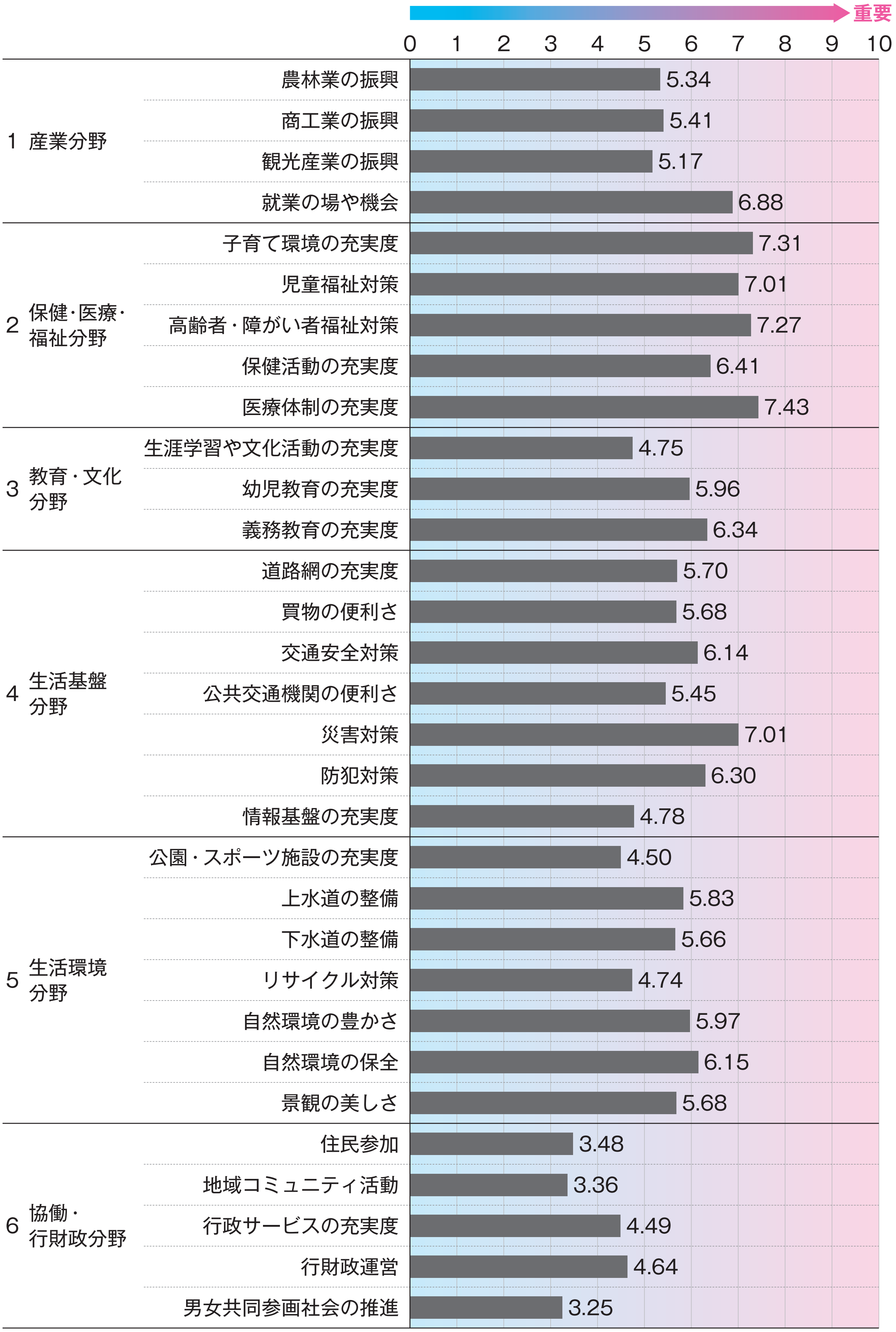

オ　満足度と重要度の相関（優先度）

優先度が高い項目

第１位　就業の場や機会
第２位　医療体制の充実度
第３位　公共交通機関の便利さ
第４位　災害対策
第５位　買物の便利さ

満足度と重要度の分析結果を踏まえ、今後優先的に取り組むべき施策項目を抽出するための一つの試みとして、満足度評価と重要度評価の相関を優先度として点数化（最高点42.43点、最低点-42.43点）しました。優先度は、「満足度評価最低・重要度評価最高」に近づくほど高くなり、「満足度評価最高・重要度評価最低」に近づくほど低くなります。

その結果、優先度が高い項目は「就業の場や機会」（19.01点）、「医療体制の充実度」（11.99点）、「公共交通機関の便利さ」（11.21点）、「災害対策」（10.85点）、「買物の便利さ」（9.11点）の順となっています。

【満足度と重要度の相関（優先度）】

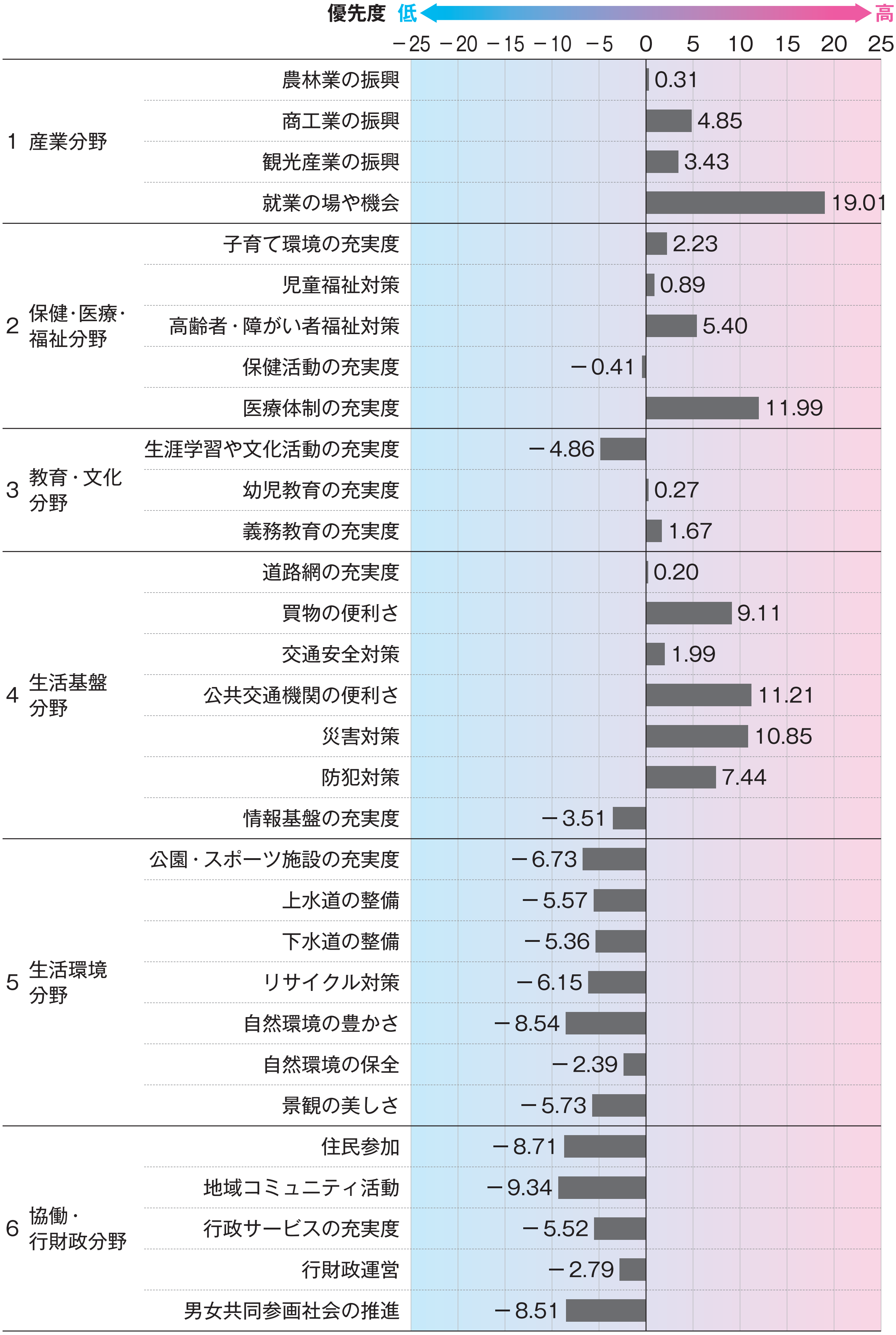

5 人口の将来展望

2023年の人口の見通しについては、2015年度に策定した木城町人口ビジョンに基づき、4,800人台を展望します。

なお、木城町人口ビジョンでは、本町の人口の将来展望として、2060年の目標人口を3,500人と定めており、本計画の目標年度である2023年の人口については、その過程における推計結果の数値を展望しています。

【人口の長期的推計と将来展望(木城町人口ビジョンより)】

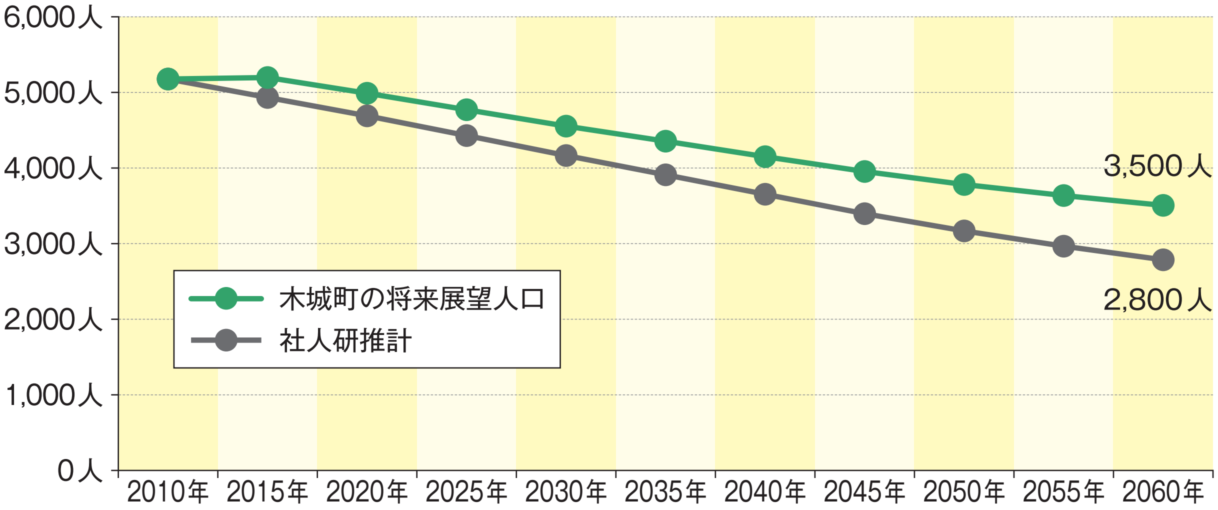

	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年
木城町の将来展望人口	5,177	5,197	4,989	4,771	4,554	4,355	4,150	3,954	3,782	3,636	3,506
社人研推計	5,177	4,933	4,690	4,429	4,165	3,910	3,653	3,396	3,168	2,966	2,786

Ⅱ　基本構想

1 まちづくりの基本理念

人と自然にやさしいまち　木城町

木城町の人は笑顔がとっても素敵です。

お年寄りや子どもにやさしく接し、お互いを尊重します。

木城町にはこのような思いやりの文化があります。

本町は中央を流れる小丸川をはじめ、自然と共存しながら、自然の恵みを享受する町です。台風の時には猛威を振るう自然も、おいしい農産物を育み、豊かな緑を蓄え、きれいな水を供給してくれます。私たちのまちは豊かな自然と素晴らしい文化に恵まれています。

豊かな自然とともに歩んできたこの町の自然と文化を、私たちの子孫に伝え残していくことが、本町のまちづくりに関係するすべての人の責務です。

互いに協力し、助け合うことを基本として、明るい木城町の明日を創り上げていくことを目的に、「人と自然にやさしいまち　木城町」を基本理念とします。

2 将来像

みんなで創（つく）る　明日に向けて翔（はばた）くまち　木城

10年後の本町の目指すべき将来像は、恵まれた自然環境のもと、ここに住まうすべての町民が快適で安心して暮らしていけるようにすることです。人と自然にやさしいまちを目指し、皆で協力して未来を拓くまちづくりに取り組んでいくこととし、将来像を「みんなで創（つく）る　明日に向けて翔（はばた）くまち　木城」とします。

3 基本目標・施策の体系

将来像実現のため、次の６つの基本目標を定めます。

（1）基本目標Ⅰ　個性が光る産業のまち

この基本目標は、産業振興に関する基本目標です。

（1）農林業の振興
（2）商工業の振興
（3）観光・交流事業の振興
（4）各産業の連携強化と雇用の創出

（2）基本目標Ⅱ　笑顔のあふれる健康のまち

この基本目標は、健康・福祉に関する基本目標です。

（1）子育て支援の充実
（2）高齢者福祉の充実
（3）障がい者福祉の充実
（4）地域福祉の充実
（5）保健・医療の充実

（3）基本目標Ⅲ　豊かな心を育む教育のまち

この基本目標は、教育・文化に関する基本目標です。

（1）生涯学習・生涯スポーツの推進
（2）幼児・学校教育の充実
（3）青少年の健全育成の推進
（4）文化・芸術の振興

（4）基本目標Ⅳ　快適で安全に暮らせるまち

この基本目標は、生活基盤・自然環境に関する基本目標です。

（1）道路網の整備
（2）公共交通の維持・充実
（3）住宅・住宅団地の整備
（4）消防・防災・防犯体制の充実
（5）情報基盤の充実

（5）基本目標Ⅴ　自然豊かな緑と水のまち

この基本目標は、環境に関する基本目標です。

（1）公園・緑地の整備
（2）上下水道の維持・整備
（3）資源循環型社会の構築
（4）自然・環境と共生する地域社会

（6）基本目標Ⅵ　町民が主役のまち

この基本目標は、協働・行財政に関する基本目標です。

（1）町民参加のまちづくりの推進
（2）コミュニティ活動・ボランティア活動の充実
（3）男女共同参画・人権尊重社会の形成
（4）時代に即した自治体経営の推進

4 施策の基本方向

（1）基本目標Ⅰ　個性が光る産業のまち

本町には、小さくてもキラリと光る産業があります。

基幹産業である農業においては、激変する環境変化に臨機応変に対応しながらも、やる気のある農家を積極的に地域ぐるみで支援し、従来からの基幹作物・奨励作物の産地拡大や畜産の振興を図るとともに、安全・安心な農業振興を推進します。

商工業においては、企業誘致や相談・支援体制の充実を図り、活力ある環境づくりに努めます。

観光・交流事業においては、本町をより多くの人に知ってもらうためのPRを積極的に行うとともに、豊かな自然・文化と地域の特性を活かした観光振興を行い、交流人口の増加に努めます。

産業振興を行ううえでは、1次・2次・3次の各種産業の連携を促し、6次産業化による高付加価値サービス・製品の開発を支援するとともに、魅力ある雇用の創出に努めます。

（1）農林業の振興
（2）商工業の振興
（3）観光・交流事業の振興
（4）各産業の連携強化と雇用の創出

（2）基本目標Ⅱ　笑顔のあふれる健康のまち

本町を支えるのは健康で笑顔にあふれる町民です。

全国的に子どもの数が減少している中、本町には若い世代も移り住んできているため、子育て環境を充実していく必要が今まで以上にあります。子育てに関する法律・制度の変化に対応しつつ、県内一の子育てしやすい町となるよう取り組みます。

高齢者や障がい者についても、取り巻く環境等が近年めまぐるしく変化しています。町としてはこうした状況変化に臨機応変に対応しながら、高齢者や障がい者が住みやすい生活環境を整備していくことはもとより、関係機関や地域と連携し、誰もが住みやすい高福祉のまちを実現します。

福祉においては、多様な主体が参加して地域で支え合っていくことが必要になっています。「人は情けの下に住む」という言葉があるように、町民が互いにいたわり、支え合っていく人情豊かな風土を育んでいく必要があります。

町民の健康はかけがえのない宝物です。明るい社会を築くため、健康づくりと医療体制の充実に努めます。

（1）子育て支援の充実
（2）高齢者福祉の充実
（3）障がい者福祉の充実
（4）地域福祉の充実
（5）保健・医療の充実

（3）基本目標Ⅲ　豊かな心を育む教育のまち

生きがいとやる気をもたらすのは教育です。

生涯を通じて学習やスポーツに親しみ、文化的、健康的な生活を送れる環境をつくりだしていきます。知的好奇心を生み出し、活かす生涯学習講座や、ワクワクするようなスポーツ活動を積極的に支援していきます。

町ではこれまでも教育環境の充実に努めてきましたが、無限の可能性を秘めた子どもたちの能力を見つけ、活かし、伸ばす環境をより充実し、町ぐるみで子どもたちの成長を喜び合える環境を整備していきます。

青少年を取り巻く環境は、近年のインターネットの普及などで大きく変化しています。携帯電話をはじめSNS[6]の利用、多種多様な情報の容易な入手が可能な中、非行に走らない、健全な青少年の育成に努めます。

本町には有形無形の伝統文化・生活文化が多数あります。文化を守り、様々な文化・芸術に親しみ、ふれることが、子どもたちに地域への誇りを育て、町の歴史を守り発展させていくことにもつながります。文化度の高いまちづくりを進めます。

（1）生涯学習・生涯スポーツの推進
（2）幼児・学校教育の充実
（3）青少年の健全育成の推進
（4）文化・芸術の振興

6　Social Networking Service の略。インターネット上の交流を通して社会的ネットワークを構築するサービス。

（4）基本目標Ⅳ　快適で安全に暮らせるまち

町民の暮らしを支える環境整備は、町民の健康的な生活を守る安全網です。

本町には主要地方道３路線と一般県道２路線が町内の骨格として、町道等が生活道路として整備されています。2016年度には東九州自動車道が北九州市まで全線が開通し、県北をはじめ県外からのアクセスも良いことから、自動車による入込客を見込んだ町内の道路環境基盤のさらなる整備が必要になっています。

また、町は平野部と山間部を抱えており、平野部における移動の利便性の向上とともに、山間部へのアクセスを高めるために、町民ニーズを的確に把握し、公共交通網の充実に努めます。

生活基盤としての住宅についても、近年の経済状況の変動幅の大きさを踏まえ、老朽化対策とともに、需要に応じた整備を進めていく必要があります。

消防・防災・防犯については、アンケート調査でも重要度が高い項目の一つでした。町民の安全・安心を担保する必要最低限の機能であることから、東児湯消防組合等とのさらなる連携のもと、万全の体制を整えていくとともに、町民や企業等との連携を強化していきます。

インターネットの普及により、町内だけでなく、全国・全世界に情報を発信することが可能な時代になりました。情報基盤のさらなる充実を図り、情報化の流れに適合した環境を整備していきます。

（1）道路網の整備
（2）公共交通の維持・充実
（3）住宅・住宅団地の整備
（4）消防・防災・防犯体制の充実
（5）情報基盤の充実

（5）基本目標Ⅴ　自然豊かな緑と水のまち

木城の自然はかけがえのない町の宝です。

子どもたちが安全に遊べ、お年寄りが安心して休憩できる、緑豊かな木城町の特徴を活かした公園・広場を整備します。

本町は、町の中央部を南北に小丸川が流れ、小丸川発電所をはじめ複数の発電用ダムがあり、電源地域や上流域としてきれいな水を守り続けていく義務があります。安全でおいしい飲み水を町民・企業に供給し続けていくため、必要な施設整備を行い水質の管理に取り組みます。下水道においても公共下水道が計画区域において整備され、水洗化率[7]は90%を超えています。生活環境の向上と環境保全のため、下水道のさらなる普及を図り、安定した施設管理に努めます。

本町では、西都児湯クリーンセンターとエコクリーンプラザみやざきにおいてごみ処理を行っています。また、し尿処理は高鍋木城衛生センターで処理しています。施設設備の適正な管理に努めるとともに、ごみの減量化を町一丸となって取り組み、4R運動[8]を推進します。さらに、近年増加傾向にある不法投棄対策についても、地域住民や企業等と協力し、環境パトロールを継続して実施します。

地球環境の温暖化や生物の多様性など、環境問題が世界的な広まりを見せる中、本町においても子どもや孫に木城の豊かな自然環境を引き継いでいく必要があります。環境学習の積極的な取り組みを行うとともに、町民への啓発活動を展開し、環境にやさしいまちづくりに取り組みます。

（1）公園・緑地の整備
（2）上下水道の維持・整備
（3）資源循環型社会の構築
（4）自然・環境と共生する地域社会

7　下水道整備区域内に住んでいる人口のうち、実際に下水道に接続している人口の割合を示す数値。

8　リフューズ（不必要なものを買わない、断る）・リデュース（ごみの量を減らす）・リユース（不要になったものを工夫して再度使う）・リサイクル（再生できるものは資源として再利用する）運動。

（6）基本目標Ⅵ　町民が主役のまち

まちづくりは行政だけではなく、町民をはじめとする多くの関係者が力をあわせて行うものです。

参画や協働という言葉がまちづくりにおいて使われるようになり久しいですが、本町においても町民のためのまちづくりを町民とともに行っていく必要があります。各種イベントの開催、防犯・防災活動、環境活動、清掃活動など、各種の取り組みを行うための体制と仕組みを構築していきます。また、担い手としての自治会やボランティア団体、企業、サークル、PTAなどの各種団体との連携強化を図り、町民主体のまちづくりを積極的に支援していきます。

男女の区別がなく、人権が尊重される明るい社会を築くため、町は基本方針を町民に示しつつ、啓発活動を展開します。

地方分権が進む中、地方自治体である市町村の役割は増大しつつあり、これに伴い業務量も増加しています。しかし、近年の経済状況から、職員数は減少傾向にあり、限られた財源の中で町政運営の効率化に努めていくことが必要です。広域行政の推進と、先を見越した計画的な行政運営に努めるとともに、広報・広聴機能の拡充により、適切な需給量の把握を行い、手法の不断の見直しを行っていくこととします。

（1）町民参加のまちづくりの推進
（2）コミュニティ活動・ボランティア活動の充実
（3）男女共同参画・人権尊重社会の形成
（4）時代に即した自治体経営の推進

Ⅲ　重点プロジェクト

1 重点プロジェクトの位置づけ

重点プロジェクトは、後期基本計画（2019年度～2023年度）において、選択と集中の視点に立ち、特に力を入れて進めるプロジェクト（施策）です。

まちづくりにおいて、分野横断的に進めるべきプロジェクトを抽出しており、将来像実現のために欠かせないものと位置づけ、積極的に取り組んでいくこととします。

2 重点プロジェクト

【重点プロジェクト】

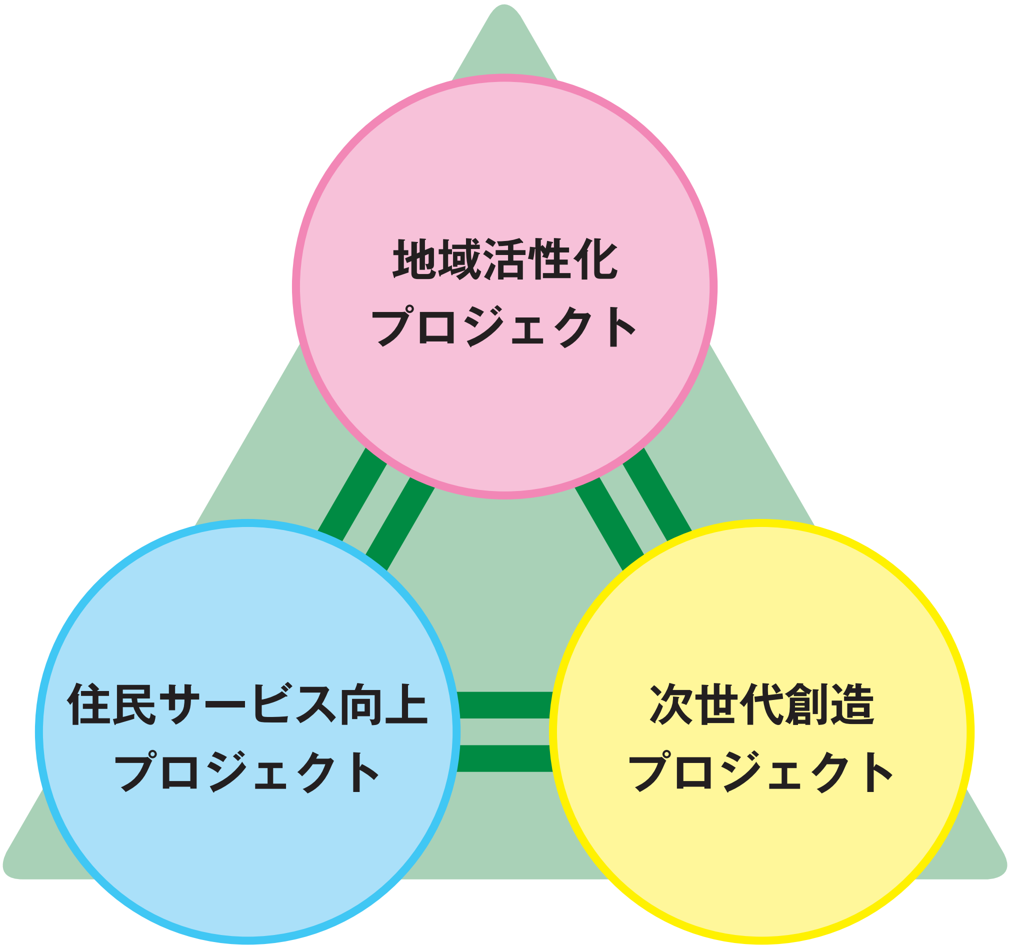

（１）地域活性化プロジェクト

地域活性化プロジェクトは、5年後の本町の人口規模を見通した定住・移住促進策をはじめとする地方創生の実現に向けた取り組みを進め、地域全体、町民が一体となって地域活性化を図ることを目的とします。

2023年の本町の人口の見通しとして、2015年度に策定した木城町人口ビジョンにおいて4,800人台を展望しており、全国的にも人口減少が進む中、定住・移住促進策を積極的に行う必要があります。

このため、家の新築・購入に対する補助や住宅地の確保、移住希望者の住宅確保に向けた施策などを行うとともに、住環境の整備として、中心市街地にきれいで安全な公園を整備し、子どもから高齢者までが憩える場を創出し、定住促進を図ります。

また、中山間地域における魅力を高めるため、有機農業等の環境保全型農業の推進や農産物のブランド化・6次産業化による所得向上の支援などの農林業振興策、県や関係機関、近隣自治体と連携した企業誘致活動の推進や既存企業の経営基盤強化支援などの商工業振興策、豊かな自然と町の観光資源の活用、スポーツ合宿の推進などの観光・交流振興策、産官学・農商工における連携の強化など、各種産業振興策を講じ、担い手や雇用の確保、交流人口の増加に努めます。

さらに、人と人とのつながりが希薄化する中、防災対策をはじめ、地域の様々な課題を解決していくために、町民活動や社会的活動を行う個人・団体等を支援し、協働によるまちづくりを進め、地域の活力向上を図ります。

構成する施策	Ⅰ-（１）農林業の振興、Ⅰ-（２）商工業の振興、Ⅰ-（３）観光・交流事業の振興、Ⅰ-（４）各産業の連携強化と雇用の創出、Ⅳ-（３）住宅・住宅団地の整備、Ⅳ-（４）消防・防災・防犯体制の充実、Ⅳ-（５）情報基盤の充実、Ⅴ-（１）公園・緑地の整備、Ⅵ-（１）町民参加のまちづくりの推進、Ⅵ-（２）コミュニティ活動・ボランティア活動の充実、Ⅵ-（３）男女共同参画・人権尊重社会の形成
５年後の目標	•“住みたい”と回答する割合の増加（町民アンケート調査） •現在の集落数の維持・活性化 •4,800人台の人口の確保（国勢調査ベース）

一般町民アンケート

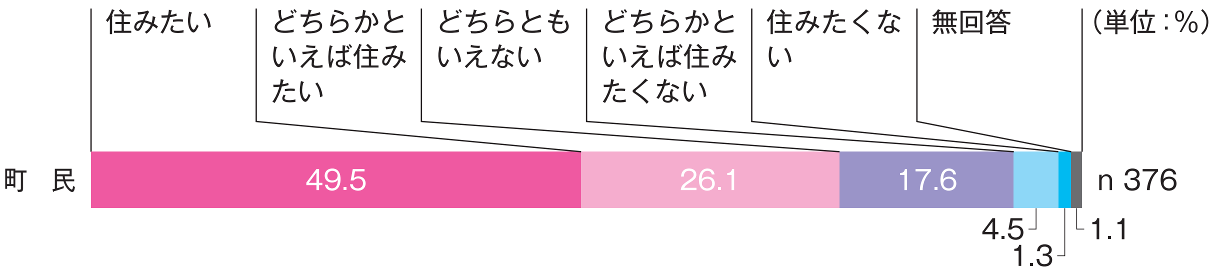

（２）住民サービス向上プロジェクト

住民サービス向上プロジェクトは、限られた財源の中で、真に住民に必要なサービスを、必要な人に必要な分だけ行き渡らせるため、行政における事務・事業の見直しを行うとともに、職員の資質向上を図り、住民サービスを向上することを目的とします。

地方創生の新たな展開が進められる中、国・県の各種補助制度等を活用するとともに、本町最大の自主財源である固定資産税の減少を見据え、財政の健全性の維持に努めます。また、職員研修制度を充実させ、職員の資質向上を図り、町民満足度の高いサービスが提供できる行政改革を実施していきます。

要望の多い公共交通の整備については、町民ニーズを把握したうえで、既存の交通施策の適正化をはじめ、今後のあり方を検討し、デマンド交通[9]の導入などによる新たな交通網の確保を図り、高齢者を中心とする交通弱者[10]でも生涯安心して住み続けられる持続可能な公共交通体系を構築していきます。

また、保健・医療・福祉サービスの現状のサービス水準を維持向上するため、関係機関へ積極的に働きかけ、ニーズにあったきめ細かな住民サービスを行うとともに、人にやさしい社会の構築と子どもから高齢者までが「住みたいまち、住んでよかったまち」と思えるまちづくりを行うため、子育て支援や高齢者福祉施策のさらなる充実を図ります。

構成する施策	Ⅱ-（１）子育て支援の充実、Ⅱ-（２）高齢者福祉の充実、Ⅱ-（３）障がい者福祉の充実、Ⅱ-（４）地域福祉の充実、Ⅱ-（５）保健・医療の充実、Ⅳ-（１）道路網の整備、Ⅳ-（２）公共交通の維持・充実、Ⅴ-（２）上下水道の維持・整備、Ⅵ-（１）町民参加のまちづくりの推進、Ⅵ-（２）コミュニティ活動・ボランティア活動の充実、Ⅵ-（４）時代に即した自治体経営の推進
５年後の目標	•住民を含む第三者を入れた行政評価の実施 •実質公債費比率の維持（又は改善） •デマンド交通等の導入

9　電話予約など利用者のニーズに応じて、運行経路、運行スケジュールなどを柔軟に対応する地域公共交通の一形態。
10　自動車中心の社会において、子ども、高齢者、障がい者等に代表される自家用の交通手段がないため移動を制約される人。

（3）次世代創造プロジェクト

次世代創造プロジェクトは、子どもたちが健康的でたくましく育つために、子育て支援を積極的に行うとともに、子どもたちを応援・支援するための人材を育成し、協力して活動するまちづくり体制を構築していくことを目的とします。

中学生アンケートでは、“住みたい”（「住みたい」と「どちらかといえば住みたい」の合計）が25.2%と低くなっており、進学・就職や買物の不便さが、住みたくない主な理由としてあげられています。高校・大学進学による町外流出は避けがたいですが、子どもたちが本町に戻ってきたいと思えるまちづくりをまちぐるみで行うことが必要です。

このため、地域子育て支援センター・児童館・放課後児童クラブの充実、多様化する保育ニーズに対応した保育サービスの提供などの子育て支援のほか、絵本文化や自然に触れ合うことができる「木城えほんの郷」との連携強化による子育て・教育環境の充実、学校教育環境の整備、雇用の場の確保等の積極的な支援策を講じ、子育て世代の定住・移住を促進します。複雑化・多様化する学校現場の課題解決や子どもたちの教育環境の充実のため、9年間の義務教育を一貫して行う教育体制の「義務教育学校」への移行を進めます。

また、豊かな自然環境と誇るべき文化財を大切に守り続けていくための自然・文化財保護活動をはじめ、各種まつり、運動会、清掃活動、高齢者を支援するボランティア活動など、様々なイベントや地域住民が協力した事業を展開し、子どもを中心に大人も活躍する場、子どもから高齢者まで交流できる場をつくっていくことを積極的に支援します。

構成する施策	Ⅰ-（1）農林業の振興、Ⅰ-（2）商工業の振興、Ⅰ-（3）観光・交流事業の振興、Ⅰ-（4）各産業の連携強化と雇用の創出、Ⅱ-（1）子育て支援の充実、Ⅲ-（1）生涯学習・生涯スポーツの推進、Ⅲ-（2）幼児・学校教育の充実、Ⅲ-（3）青少年の健全育成の推進、Ⅲ-（4）文化・芸術の振興、Ⅳ-（3）住宅・住宅団地の整備、Ⅴ-（3）資源循環型社会の構築、Ⅴ-（4）自然・環境と共生する地域社会、Ⅵ-（1）町民参加のまちづくりの推進、Ⅵ-（2）コミュニティ活動・ボランティア活動の充実

5年後の目標	•義務教育学校への移行 •年少人口規模の維持（又は増加）（国勢調査ベース） •中学生アンケートで“住みたい”と回答する割合の増加 •「子育て環境の充実度」に対する満足度（2.82点）の向上（町民アンケート調査）

中学生アンケート

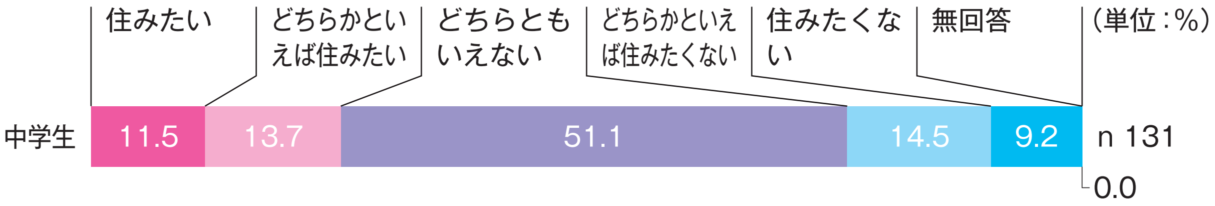

Ⅳ　後期基本計画

基本目標 Ⅰ 個性が光る産業のまち

（１）農林業の振興

目的と方針

安全・安心な食を提供する自立した農業の実現に向け、意欲ある担い手の育成をはじめとする多面的な農業振興施策を総合的、計画的に推進し、持続可能な農業を目指すとともに、森林の持つ多面的機能の持続的発揮に向け、計画的な森林整備を促進します。

現状と課題

本町の主要産業は、稲作、畜産、野菜を中心とする農業であり、農業産出額で約48億円規模（「平成29年市町村別農業産出額（推計）」）となっています。近年では、農道や用排水施設の整備、担い手への農地の集積等に取り組むとともに、様々な助成や情報提供等を行い、担い手の確保に努めています。しかし、農家の高齢化や後継者不足に伴う担い手・労働力不足、遊休農地や耕作放棄地の増加などの全国的傾向と同様の課題のほか、中山間地域の割合が高く、農地の集積が困難であるなどの地域的な課題を抱えています。

今後は、認定農業者や農業後継者、新規就農者の育成、農家の法人化の促進、意欲ある小規模農家や兼業農家等への支援に努め、多様な担い手の確保を進めるとともに、外国人材の活用を検討するなど、担い手を支える労働力の確保に努める必要があります。また、農業生産基盤の整備、担い手への農地の集約の促進、効率的な生産技術導入の促進等により、経営基盤の強化と生産性の向上を図るとともに、環境保全型農業や地産地消、食への安全意識の高まりなど、社会・経済環境の変化に対応し、安全・安心な農産物の生産の促進や中山間地域における国土保全機能・景観形成等の農業・農村の多面的機能の維持に努めることも必要です。

林業においては、森林組合を中心に、造林補助事業等を取り入れながら、国産材の産地化を目指して積極的に取り組んでいます。

今後は、森林の公益的機能の維持と優良材生産を目指す森林づくりのため、長伐期施業・複層林施業等の推進や林地保全等が求められます。また、山間部においては、森林の持つ多面的機能が発揮されていますが、平坦部における素材生産のための伐採や、近年の森林の誤伐・盗伐が問題となっていることから、地形に応じた周知や指導、誤伐・盗伐の発生防止対策が必要となっています。

施策の体系

（１）農林業の振興
- ① 多様な担い手等の育成・確保
- ② 農業生産基盤の充実
- ③ 農産物生産性向上の推進
- ④ 特産物の開発
- ⑤ 流通体制の充実
- ⑥ 都市と農村との交流の促進
- ⑦ 環境にやさしい農業の促進
- ⑧ 林業生産基盤の整備
- ⑨ 計画的な森林施業の促進
- ⑩ 林業従事者の確保
- ⑪ 森林の保全・育成

主要施策

① 多様な担い手等の育成・確保

関係機関と連携し、意欲と能力のある認定農業者や農業後継者、新規就農者の育成・確保を図ります。

また、集落営農組織[11]づくりに取り組む集落については、法人化の手続きや会計処理等の側面支援を行うなど、組織化の支援に努めます。

さらに、（有）グリーンサービス・コスモスの活用等による農作業受委託の促進や外国人材の活用の検討などを通じて、担い手を支える労働力の確保を促進します。

② 農業生産基盤の充実

農業用機械の大型化に伴う農作業の効率化を図るため、未整備の農道改良工事を計画的に行うなど、農業生産基盤の一層の充実に努めます。

また、優良農地の保全と耕作放棄地の発生予防に向け、農地中間管理事業を活用して、担い手への農地の集積を促進します。

③ 農産物生産性向上の推進

スマート農業[12]をはじめとする栽培技術の向上や作業効率の改善のための先進的情報・各種研修機会の提供等を通じ、低コストで生産性の高い農家経営への転換を図ります。

11　集落を単位として、農業生産過程の全部又は一部について共同で取り組む組織。

12　ロボット技術やICTを活用して超省力・高品質生産を実現する農業のこと。

④ 特産物の開発

関係機関と連携して作付試験や検証を行い、地域特性や消費者ニーズに即した新作目や新品種の導入・産地化を目指すほか、農畜産物の加工体制の充実を図り、新たな加工特産品の開発を促進します。

⑤ 流通体制の充実

既存の流通ルートの一層の充実に加え、農産物直売体制の充実や学校給食との連携による地産地消の促進、PR活動の強化やイベントの活用等、多面的な取り組みを促進し、町内外における消費の拡大に努めます。

⑥ 都市と農村との交流の促進

都市との交流の促進、観光との連携、農地の有効活用の視点に立ち、ICTを活用するなど広く情報を発信し、農業・農村体験等の取り組みを促進します。

⑦ 環境にやさしい農業の促進

有機農業等の環境保全型農業や農業用廃プラスチック類等の農業関連廃棄物の適正処理・リサイクルの促進、GAP[13]導入に取り組む農業者の奨励を行い、食の安全・安心と環境に配慮した農業を促進します。

⑧ 林業生産基盤の整備

森林施業の効率化、森林の持つ多面的機能の高度発揮に向け、関係機関との連携のもと、高性能林業機械の整備、林道・作業道の整備、シカ・イノシシ等による林産物への被害防止対策を進めます。

⑨ 計画的な森林施業の促進

森林所有者の意識の高揚、合意形成を図りながら、森林環境譲与税を活用して、森林組合を中心とした森林施業の共同化や受委託を促進し、共通の認識と目標のもと、合理的な森林整備が行える体制の確立に努めます。

⑩ 林業従事者の確保

林業担い手の支援機関である林業大学校や森林組合等との連携のもと、林業従事者の確保・育成に努めます。

⑪ 森林の保全・育成

森林の持つ多面的機能の持続的発揮や、森林と水資源の保全との関連を考慮した森づくりの視点に立ち、町民及び関係者の意識の高揚を図りながら、森林の保全・育成を進めるとともに、誤伐、盗伐の防止対策として、伐採届審査の厳格化や伐採パトロールの強化を行っていきます。

13　Good Agricultural Practiceの略。農業において、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取り組み。

目標指標（ベンチマーク）

指標名	単位	2018年度（実績）	2023年度（目標）	目標指標の測定あるいは取得の方法
農業粗生産額	千万円	485（2017年）	500	市町村別農業産出額（推計）
農地の利用集積率	％	75.4（2017年度）	80.0	農業委員会
農道舗装整備率	％	64.2	66.0	実績調査
多面的機能支払制度取組面積	ha	601.7	605.0	実績調査
新規就農者（5か年間）	人	3	5	農業次世代人材投資資金 新規採択者数
認定農業者	経営体	82（2017年度）	85	認定農業者総数
菜っ葉屋年間売上げ	千円	75,965	100,000	農産物販売所実績
町内繁殖母牛頭数	頭	1,574	1,650	児湯畜連提供
鳥獣被害額の減少	千円	677	451	実態調査

参画と協働の指針

町民

- 町内産農畜産物の購入の機会を増やします。
- 町の農業への理解を深め、地域における農業者との共存に努めます。

地域・団体・事業者

《事業者》

- 質が高く、安全な農産物を消費者に届けます。
- 消費者に対する農産物情報の提供を行います。
- 法人化や農地の集積化等に取り組み、農業経営の安定化を図ります。
- 安全・安心、環境保全を意識した生産活動に取り組みます。
- 農業用施設の保全に努めます。

《農業関係団体》

- 農業者に対する技術指導、経営指導、就農希望者に対する情報提供や支援等を行い、人材の育成・確保に努めます。
- 生産資材の安定供給に努めます。
- 農業者の生産活動を多面的に支援します。
- 農産物の積極的な販売促進活動に取り組みます。
- 農業者の農業経営の安定化、生産性の向上などに係る取り組みを支援します。

（2）商工業の振興

目的と方針

にぎわいと活力あふれるまちづくり、雇用の場の確保に向け、商工業経営の安定化や企業誘致に努めるとともに、特産品開発や6次産業化などを促進します。

現状と課題

本町の商業は、年間商品販売額で約26億円規模（「平成28年経済センサス - 活動調査」）となっています。地場産業の発展を促進するため、プレミアム商品券や特産品開発、設備整備の助成を行い、地域の振興と町の特産品開発、商工業者の経営体質・基盤強化を支援するなど、商工会をはじめとする関係機関との協力のもと、様々な商業振興策を実施していますが、近隣市町の郊外型店舗の進出による影響を受け、年間商品販売額が減少傾向にあります。

今後は、高齢者や山間地域の住民が利用しやすい購買環境の一層の充実を考慮しつつ、引き続きにぎわいがあり利便性の高い商業環境づくりを行う必要があります。

工業については、年間製造品出荷額等が約596億円規模（「平成29年工業統計」）であり、これは宮崎県全体の約3.7％となっています。誘致企業は、2018年度の時点で6社となっていますが、2012年度に2社の誘致企業認定を行って以降、新たな誘致を行えていない状況です。

今後は、東九州自動車道高鍋インターチェンジに隣接するという地理的条件をPRし、引き続き企業誘致に取り組むことが求められます。また、既存企業も含め、経営安定化のための各種支援措置を講じていくとともに、特産品開発や6次産業化など、積極的な産業間・異業種間ネットワークを結び、町内雇用の拡大につなげていく必要があります。

施策の体系

（2）商工業の振興
- ① 商工業経営の安定化・活性化の促進
- ② 農業や観光との連携の強化
- ③ 企業誘致の推進
- ④ 特産品開発、新産業創出等への支援

主要施策

①商工業経営の安定化・活性化の促進

商工会・金融機関・既存企業との連携のもと、研修・相談機会の拡充や情報提供の充実など、指導・支援体制の強化を図り、経営意欲の向上や後継者の育成、地域に密着したサービスやICTを活用したサービスの展開、魅力ある特産品の開発・販売、事業の拡大等を促進します。

また、厳しさを増す経営環境に対応し、各種事業・融資制度の周知と活用を促し、経営体質・基盤の強化を促進します。

②農業や観光との連携の強化

各種物産展や商談会等への出展によるPR活動やふるさと納税の返礼品への採用等により、町内の特産品の販売を促進するとともに、各種事業の強化・充実を図りながら、町内の商工業振興に積極的に取り組みます。

また、観光客を対象としたサービス需要の掘り起こしや、商工業への新規参入者を募るなど、広域的対応も含めて農業や観光業の連携強化に努めます。

③企業誘致の推進

県や関係機関との連携のもと、東九州自動車道高鍋インターチェンジへのアクセスの良さを活かしながら企業誘致活動を展開し、優良企業等の立地を促進するとともに、第1次産業と関連した企業や新たな企業の誘致を図るため、優遇措置や優遇制度を見直し、その活用とPRを行います。

④特産品開発、新産業創出等への支援

起業や新産業・新ビジネスの創出に向け、関係機関・団体との連携のもと、情報交換、技術交流の場や研修機会の提供、支援制度の整備など、産業支援・研究開発体制の整備を図り、農産物加工における技術の高度化や新たな特産品の開発、起業や新産業の創出、コミュニティビジネス[14]などの育成を促進します。

14　地域資源を活かしながら地域課題の解決を「ビジネス」の手法で取り組むものであり、地域の人材やノウハウ、施設、資金を活用することにより、地域における新たな創業や雇用の創出、働きがい、生きがいを生み出し、地域コミュニティの活性化に寄与するもの。

目標指標（ベンチマーク）

指標名	単位	2018年度（実績）	2023年度（目標）	目標指標の測定あるいは取得の方法
新規創業支援数（累計）	件	1	5	新規商工業者起業準備金実績
新商品・特産品開発支援数（累計）	件	0	5	特産品開発奨励補助金実績
町内産物を使った加工品の数（累計）	品	5	5	独自調査
商工業の振興満足度	%	13.0	30.0	町民アンケート調査

参画と協働の指針

町民

- 町内での消費や町内産品・加工品の消費に努めます。
- 町の商工業への理解を深め、地域における企業・事業者との共存に努めます。

地域・団体・事業者

《事業者》

- 顧客のニーズに合った個店の魅力づくりに努めます。
- 経営の安定化・活性化のための取り組みを行います。
- 環境に配慮して事業を行います。
- 地域活動に積極的に参加します。

《商工会》

- 商工業者に対する経営の指導・支援を行い、事業者の経営の安定化、人材の育成・確保に努めます。
- 商工業振興に関する多面的な活動を行います。

（3）観光・交流事業の振興

目的と方針

交流人口の増加と地域活性化に向け、既存の観光・交流資源を活用しながら、高度化・多様化する観光・レクリエーションニーズに即した多面的な取り組みを一体的に推進し、観光・交流機能の拡充に努めます。

現状と課題

本町には、自然景観（四季折々の表情を見せる小丸川渓谷や小丸川沿いの原生林）、木城温泉館「湯らら」、木城えほんの郷、川原自然公園、ピノッQ館（小丸川発電所）など、多数の観光資源があります。子どもと親が一日一緒に過ごせる木城えほんの郷、子どもや若者だけでなく、親子でカヌー体験やキャンプ場などを楽しめる川原自然公園、目的別入浴コースや農産物販売所が併設されており、老若男女を問わず憩いの場所となっている木城温泉館「湯らら」、地下400メートルにある九州最大の揚水式水力発電の設備を見学できるツアーを実施しているピノッQ館など、各施設がオリジナルの魅力を持っています。

また、近年では、石河内活性化センターの宿泊施設を利用したスポーツ合宿、中八重緑地公園の多目的広場で開催される各種スポーツ大会や大型トランポリン等の遊具の利用を目的とした町外からの来訪者が多く、周辺施設を含め、交流人口が増加傾向にあります。

東九州自動車道を利用することにより、より広範な観光客が訪れやすくなっているため、観光協会等との連携のもと、各施設やイベントのきめ細かなPR活動を行うとともに、既存観光・交流資源の充実・活用に努め、他市町村と連携した広域的な観光・交流を推進することが必要となっています。

施策の体系

（3）観光・交流事業の振興

- ①既存観光・交流資源の充実・活用
- ②地域特性を活かした観光・交流機能の拡充
- ③PR活動の推進と観光案内板の整備
- ④広域観光体制の充実
- ⑤スポーツ合宿・イベントの誘致
- ⑥観光推進体制の推進

主要施策

① 既存観光・交流資源の充実・活用

町民・事業者との協働のもと、温泉等の既存観光・交流拠点の充実をはじめ、木城えほんの郷、石河内活性化センターを活用した観光・交流イベントの内容充実を進めていくとともに、町内観光・交流資源のネットワークづくりを図ります。

② 地域特性を活かした観光・交流機能の拡充

関係機関・団体や町民との協働のもと、グリーンツーリズム[15]等、自然・歴史・文化・人々等とふれあう体験型観光の拡充に努めます。

③ PR活動の推進と観光案内板の整備

パンフレットやポスターの作成、ホームページやSNSの充実、マスコミの活用等を通じ、本町の観光についてのPR活動を推進します。

また、誰もがわかりやすい観光案内板の整備を図ります。

④ 広域観光体制の充実

広域交通体系を活かした観光振興を図るため、さいとこゆ観光ネットワークを活用した広域的連携や百済王族にまつわる伝説等を活かした取り組みに関する協定による市町連携を強化し、広域観光ルートづくりや広域的なPR活動の推進等、地域一体となった観光振興施策を推進します。

⑤ スポーツ合宿・イベントの誘致

中学生や高校生のテニス・サッカー・ラグビー等を中心に、石河内活性化センターにおけるスポーツ合宿の誘致や中八重緑地公園におけるスポーツイベントの開催等を推進します。

⑥ 観光推進体制の推進

観光振興の中核的役割を担う観光協会等、観光団体の育成・強化を図り、各種活動の一層の活発化を促進します。

また、観光ボランティアガイドの育成・確保により、観光サービスの一層の充実・強化を図ります。

15　農作業を体験したり、その地域の歴史や自然に親しむ余暇活動。

目標指標（ベンチマーク）

指標名	単位	2018年度（実績）	2023年度（目標）	目標指標の測定あるいは取得の方法
観光入込客数（年間）	人	360,649（2017年度）	380,000	宮崎県観光動向調査
観光宿泊者数（年間）	人	7,440（2017年度）	8,000	宮崎県観光動向調査
観光イベント参加者数	人	30,000（2017年度）	30,000	宮崎県観光動向調査
観光産業の振興満足度	%	12.3	30.0	町民アンケート調査

参画と協働の指針

町民

- おもてなしの心の醸成に努めます。
- 観光ボランティアとしての協力に努めます。
- 一人ひとりが、町の自然や食文化など観光資源を理解し、PRに努めます。

地域・団体・事業者

- 観光客への案内等、観光による町の活性化に協力します。
- 町の観光PR活動や誘客活動に協力します。
- 観光協会は、運営体制を充実させ、各種活動を活発に行います。

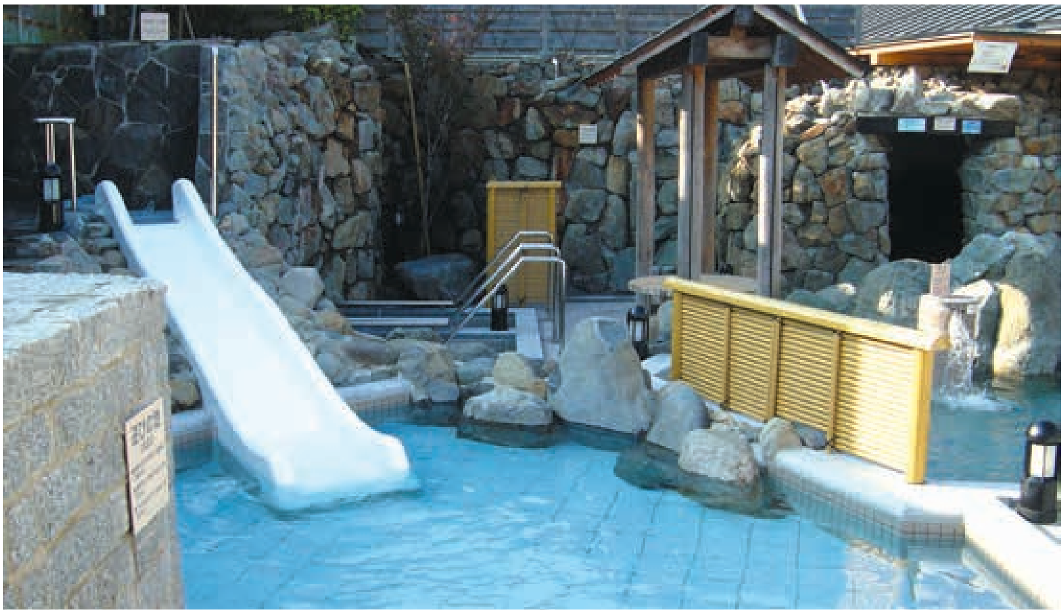

（4）各産業の連携強化と雇用の創出

目的と方針

6次産業化等による商品の高付加価値化に向けた各産業間連携を積極的に支援するとともに、雇用機会の拡充、勤労者福祉の充実を図り、誰もが働きやすい環境づくりを目指します。

現状と課題

農業・工業・商業における異業種間連携（6次産業）による高付加価値化は、本町の今後の重要な取り組みの一つです。

本町では、観光における小丸川発電所や中八重緑地公園の連携、町内誘致企業との連携、畜産農家と耕種農家の連携等による木城町産の農林畜産物を活かした特産・加工化、焼酎・日本酒用加工米の生産等の取り組みや、九州保健福祉大学・南九州大学との連携が既に行われていますが、これらを今後も継続発展させるとともに、産業間連携や官業・大学などとの連携の強化にもつなげていく必要があります。

また、こうした取り組みに加え、関係機関との連携のもと、地元就職やU・Iターンの促進、女性・高齢者・障がい者の雇用促進に努め、雇用機会の拡大充実を進めるとともに、勤労者福祉の充実を図り、誰もが働きやすい環境づくりに努めることが必要です。

施策の体系

（4）各産業の連携強化と雇用の創出
- ①産業間連携・産官学連携の強化・推進
- ②雇用の促進
- ③勤労者福祉の充実

主要施策

①産業間連携・産官学連携の強化・推進

6次産業化等による商品の高付加価値化に向け、1次・2次・3次産業の積極的な連携強化を図るとともに、県・大学等と協力し、産官学連携の強化・推進に取り組みます。

②雇用の促進

各種産業振興施策の一体的推進により雇用の場の拡充を目指すほか、若者の地元就職やU・Iターンの促進、女性や高齢者・障がい者の雇用促進に向け、ハローワーク等関係機関や町内事業所等との連携や西都児湯管内の高等学校・県を含めた広域的連携のもと、雇用に関する情報提供や相談、男女雇用機会均等法の趣旨の普及や事業所への啓発、シルバー人材センターの充実、職業能力開発への支援等を推進します。

③勤労者福祉の充実

事業所への啓発等により、労働条件の向上や働きやすい環境づくりを促進していくとともに、余暇活動のニーズに応えるため、文化・スポーツ・レクリエーションの場の充実や余暇情報の提供等に努めます。

目標指標（ベンチマーク）

指標名	単位	2018年度（実績）	2023年度（目標）	目標指標の測定あるいは取得の方法
職業訓練校　訓練生数	人	4（2017年度）	10	東児湯高等職業訓練校負担金実績
労働指導・相談件数	件	219（2017年度）	200	商工会補助金実績報告
就業の場の機会満足度	%	4.3	20.0	町民アンケート調査

参画と協働の指針

町民

- 求人情報を効果的に利用し、地元就職に努めます。
- 研修等に参加し、職業能力の向上に努めます。
- 余暇活動や趣味の講座への積極的な参加に努めます。

地域・団体・事業者

- 産官学、異業種、企業間の連携に向けた取り組みに積極的に協力します。
- 安定した雇用機会の創出と高齢者層や障がい者、女性等の積極的な雇用を行います。
- 企業の福利厚生レベルを高めます。

基本目標 Ⅱ　笑顔のあふれる健康のまち

（1）子育て支援の充実

目的と方針

地域における子育て支援サービスの充実をはじめ、安心して子どもを産み、育てられる環境づくりや、子育てに関する学習・交流を通じて家庭の育児能力を高める取り組みなど、多面的な子育て支援施策を推進します。

現状と課題

「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を目的とする子ども・子育て支援制度のもと、本町では、2014年度に策定した子ども・子育て支援事業計画に基づき、地域子育て支援センター事業の充実や放課後児童クラブの設置をはじめ、地域の保育ニーズに対応した様々な施策を行っています。また、子どもの成長にあわせた健康管理・指導、高校生までの医療費助成など、制度に則った計画的な子育て環境の充実に努めています。

今後も、核家族化の進行や就労形態の変化、地域のつながりの希薄化などの社会情勢の変化に伴う保育ニーズの多様化が想定されるため、関係機関との連携を深化させ、子育て環境のより一層の整備を継続して実施していくとともに、児童虐待への相談体制の充実や、支援を必要とする子どもと「支援」を実際に結びつける事業の実施等に取り組むことが必要です。

施策の体系

（1）子育て支援の充実

- ①地域における子育て支援サービスの充実
- ②母親と乳幼児等の健康の確保・増進
- ③子どもの健やかな成長に資する教育環境の整備
- ④子育てを支援する生活環境の整備
- ⑤職業生活と家庭生活との両立の支援
- ⑥子どもの安全の確保
- ⑦要保護児童への対応

主要施策

①地域における子育て支援サービスの充実

めばえ保育園内に併設する子育てに関する相談・学習・交流の場を提供する地域子育て支援センター事業の充実、児童館の充実、日中保護者が家庭にいない小学校低学年児童の健全育成のための放課後児童クラブの充実、保育ニーズに対応した保育サービスの充実及び保育料の軽減、子育て支援ネットワークの整備など、地域における多様な子育て支援サービスの充実を図ります。

②母親と乳幼児等の健康の確保・増進

母子の健康の確保・増進に向け、各種の健康診査や訪問、相談、指導等を充実するとともに、食育の推進や保健対策、医療の充実に努めます。

また、就学に向け関係機関等と連携しながら、身体面や精神発達障害などの早期発見に努め、早期に対応できる体制づくりを構築します。

さらに、高校３年生までの医療費助成を継続して実施します。

③子どもの健やかな成長に資する教育環境の整備

次代の親の育成に向けた施策の推進、生きる力を育てる学校教育環境等の整備、家庭や地域の教育力の向上に向けた学習機会の提供、有害環境対策の推進等、子どもの健やかな成長に資する教育環境を整備します。

④子育てを支援する生活環境の整備

子育て世帯のニーズに対応した住宅の確保、公園や学校・保育園等をはじめとする親子で利用する公共施設設備の整備充実など、子どもや保護者が安全に安心して活動できる生活環境の整備を進めます。

⑤職業生活と家庭生活との両立の支援

男女がともに子育てに参加し、家庭生活と仕事の両立を実現できるよう、町民や事業者等に対して、働きながら子育てする人を支援する制度等の広報・啓発活動に取り組みます。

⑥子どもの安全確保

関係機関・団体との連携のもと、交通安全対策や犯罪等の被害から子どもを守るための活動等を推進するとともに、木城っ子安全守る隊・応援隊の活動を支援し、子どもの安全確保に努めます。

⑦要保護児童への対応

要保護児童対策地域協議会を中心とした児童虐待防止対策の充実をはじめ、ひとり親家庭や障がい児、日常的に配慮を必要とする子どもへの支援、子どもの貧困対策などについて、相談・支援の充実を図ります。

目標指標（ベンチマーク）

指標名	単位	2018年度（実績）	2023年度（目標）	目標指標の測定あるいは取得の方法
子育て支援センター利用者数	組	10	15	子育て支援センター実績
子育て環境の充実度	%	48.9	60.0	町民アンケート調査
学校支援活動派遣者数	人	61	70	教育課実績
木城っ子広場利用者数（延べ）	人	240	250	教育課実績

参画と協働の指針

町民

- 児童の健全育成のため、家庭の養育力の向上を図ります（児童虐待の防止）。
- 保護者が愛情と責任を持って子育てを行います。
- 町の実施する健診を受診します。
- 子育てに関する相談機関を積極的に利用します。

地域・団体・事業者

《地域》

- 児童の健全育成のため、地域における子どもの事故防止、防犯等、地域ぐるみによる子育て支援を行います。
- 子どもや子育てを地域社会全体で見守り支援します。

《事業者》

- 従業員が育児休業を取得しやすい環境をつくります。
- 出産や育児等で退職した女性が再就職しやすい環境をつくります。

（2）高齢者福祉の充実

目的と方針

高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らせるよう、社会参加や在宅生活への支援を充実するとともに、介護保険における介護予防事業、地域支援事業の充実に努め、ともに支え合う地域づくりの推進に努めます。

現状と課題

本町においても高齢化が進行しており、2018年1月1日現在の高齢化率が34.8％と、65歳以上の町民の割合が3割を超えている中、高齢者福祉においては、社会福祉協議会や地域包括支援センターを中心に健康づくりの取り組みを行うとともに、老人クラブやシルバー人材センター事業をはじめとする高齢者の社会参加・生きがいづくりにも取り組んでいます。また、第7期の高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づき、介護予防事業や要介護者への地域密着サービスなど、きめ細かな福祉サービスを計画的に行うなど、町内事業者等との連携により介護保険サービスの充実に努めています。

今後、権利擁護や虐待防止などの対策を充実していくとともに、介護保険制度の改正を踏まえ、認知症対策の充実や高齢者福祉施設の充実に努め、住まい・医療・介護・予防・生活支援といったサービスを適切かつ円滑に受けることができる地域包括ケアシステムの充実に向けた各種施策を推進していく必要があります。

施策の体系

（2）高齢者福祉の充実

- ①高齢者施策推進体制の充実
- ②社会参加・生きがい施策の推進
- ③介護保険サービスの提供
- ④地域支援事業の推進
- ⑤高齢者の暮らしの支援
- ⑥高齢者にやさしいまちづくりの推進

主要施策

①高齢者施策推進体制の充実

高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づく各種事業の実施状況の点検・評価を行い、3年ごとに計画を見直して推進体制の強化を図ります。

また、サービス提供拠点となる地域包括支援センターの体制・機能強化、地域密着型サービスをはじめとするサービス提供基盤の整備等、関連施設・機能の整備・確保を図ります。

②社会参加・生きがい施策の推進

高齢者が生きがいを持って豊かな生活を送れるよう、老人クラブ活動の支援や高齢者の学習・健康づくり・交流の場の提供に努めます。

また、高齢者の経験・知識・技能が発揮できるよう、シルバー人材センターを活用し、就業や社会参加を促進します。

③介護保険サービスの提供

介護が必要なときに必要なサービスが利用できるように、居宅介護（予防）サービスの充実や施設サービスの環境整備に努め、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、介護者及び施設への支援の充実を図ります。

また、利用者に適切なサービスを提供できる環境づくりのため、事業者への適正な助言・指導を行い、資質の向上と介護給付費の適正化を図ります。

④地域支援事業の推進

高齢者及び要支援・要介護になるおそれのある高齢者に対する介護予防策として、地域支援事業（介護予防事業、包括的支援事業、任意事業）を実施し、木城地域ふれあい館「輝らら」を拠点に地域包括ケアシステムの深化・推進を図ります。

また、地域包括支援センターを核に、介護予防ケアマネジメントや総合的な相談、権利擁護等を行う包括的支援事業を効果的に推進します。

⑤高齢者の暮らしの支援

介護保険対象外の生活上の支援が必要な高齢者を対象に、在宅生活の支援や地域高齢者見守り支援等をはじめとする各種福祉サービスの提供を図ります。

⑥高齢者にやさしいまちづくりの推進

関係部門、関係機関・団体が一体となって、地域の支え合いによる活動の促進や交通機関の確保、交通安全・防犯・消費者保護・防災対策の充実等、高齢者にやさしいまちづくりを総合的に推進します。

目標指標（ベンチマーク）

指標名	単位	2018年度（実績）	2023年度（目標）	目標指標の測定あるいは取得の方法
老人クラブ加入者数	人	480	500	老人クラブ加入者数
介護予防・生活支援サービス	人	4,060	4,100	介護予防生活支援事業実績
高齢者実態把握訪問回数	回	970	1,000	地域包括支援センター
介護予防教室（認知症予防対策含む）	回	136	160	地域包括支援センター
総合相談支援事業（包括的支援・任意事業）	件	62	100	地域包括支援センター
要介護等認定率	%	17.4	17.0	月報（要介護・要支援認定者数）
認知症サポーター数	人	539	850	地域包括支援センター

参画と協働の指針

町民

- 自分の健康は自分で守るという観点に立って、健康・生きがいづくりに取り組みます。
- 健康管理意識を高め、日頃から自主的な健康づくりや生きがいづくり、介護予防に取り組みます。
- 介護や介護予防に関する研修会・学習会に積極的に参加します。

地域・団体・事業者

- 高齢者の社会参加（地域活動）を支援します。
- 自治公民館等を、健康づくり・生きがい活動の場として提供します。
- 地域の福祉の担い手として、各種活動に参加します。
- ひとり暮らしの高齢者について、行政との協働で支援します。

（3）障がい者福祉の充実

目的と方針

障がい者が地域社会の一員として自立した生活をできるよう、自立支援サービスの定着や充実を図るとともに、地域で関わり合える社会環境づくりを推進します。

現状と課題

本町では、障害者総合支援法のもと、身体・知的・精神障害をはじめ、難病、高次脳機能障害等の様々な障がいのある人が、地域で自立した生活ができるよう、一人ひとりに応じた相談体制及び支援の充実を図っています。また、近年増えつつある発達障害への対応として、児童発達支援、放課後等デイサービス等の通所支援により、障がいのある子どもや特別な支援を要する子どもに対し、早期に適切な療育が受けられるよう、町内の児童発達支援センターを中心に支援を行っています。

しかし、ニーズが多様化する中、本町だけでは中山間地域におけるサービス給付等に対応できず、近隣の市町村との協力が必要な状況であり、また、特に重症心身障害者（児）、医療的ケア児[16]に対する支援施設が少なく、家族への負担の増大が危惧され、レスパイトケア[17]の充実が急務となっています。

このため、障がい者基本計画及び障がい福祉計画・障がい児福祉計画に基づき、相談・情報提供体制の充実や各種サービスの充実、就労機会の拡大や社会参加の促進、バリアフリー[18]のまちづくりなど、障がい者施策の総合的推進に努める必要があります。また、2016年に施行された障害者差別解消法により、ノーマライゼーション[19]及びソーシャルインクルージョン[20]の理念の一層の浸透をはじめ、より具体的に差別解消に向けた施策への取り組みが必要となります。

16　たんの吸引や人工呼吸器の使用、経管栄養などといった医療的援助を日常的に必要とする子どものこと。

17　乳幼児や障がい児・者、高齢者などを在宅でケアしている家族を癒やすため、一時的にケアを代替し、リフレッシュを図ってもらう家族支援サービス。

18　段差の解消をはじめ、物理的、精神的な障壁を取り除くこと。

19　障がい者や高齢者が他の人々と等しく生きる社会・福祉環境の整備、実現を目指す考え方。

20　障害のある人を社会から隔離排除するのではなく、社会の中で共に助け合って生きていこうという考え方。

施策の体系

- （3）障がい者福祉の充実
  - ①障がい者施策の総合的推進
  - ②広報・啓発活動等の推進
  - ③保育・教育の充実
  - ④就労機会の拡大と社会参加の促進
  - ⑤障がいに対する治療・療育体制の充実

主要施策

①障がい者施策の総合的推進

障がい者基本計画及び障がい福祉計画・障がい児福祉計画に基づき、居宅介護（ホームヘルプ）や重度訪問介護をはじめとする各種サービスに対する介護給付の実施、自立のための訓練や就労の支援のための事業等に対する訓練等給付の実施、相談の支援や日常生活用具の給付、移動の支援をはじめとする地域生活支援事業の推進等、一人ひとりに応じた障がい福祉サービスの提供を図ります。

②広報・啓発活動等の推進進

ソーシャルインクルージョンの理念に基づいたまちづくりや障がいを理由とした差別の解消を図るため、広報・啓発活動や福祉教育、交流事業の推進に努めるとともに、障がい者団体の活動支援に努めます。

③保育・教育の充実

障がい児保育や特別支援教育の充実に努め、適切な就学・就労相談及び指導に努めます。

④就労機会の拡大と社会参加の促進

関係機関との連携のもと、相談機会の充実や事業所への啓発、福祉的就労機会の充実に努め、就労の場の確保を図り、障がい者の社会参加を促進します。

⑤障がいに対する治療・療育体制の充実

妊婦の健康管理や乳幼児の健康体制の充実を図り、障がいの早期発見、早期治療・療育に努めます。

目標指標（ベンチマーク）

指標名	単位	2018年度（実績）	2023年度（目標）	目標指標の測定あるいは取得の方法
障がい者スポーツ活動に参加している障がい者数（延べ）	人	42	50	福祉保健課集計
介護・訓練等給付費利用者数（延べ）	人	861	900	事業実績報告
障がい児通所費等利用者数（延べ）	人	311	400	事業実績報告
施設入所から地域生活へ移行した障がい者数（累計）	人	1	5	福祉保健課集計
一般就労への移行者数（累計）	人	2	5	福祉保健課集計

参画と協働の指針

町民

《障がい者及びその世帯（自助）》

• 可能な限り、積極的に社会参加を行います。

《町民（共助）》

• 障がい者を理解・尊重して、社会参加に関しての手助け・支援を行います。

地域・団体・事業者

《地域》

• 障がい者が参加できる地域活動の機会をつくります。

• 障がい者が安心して生活できる環境づくりに努めます。

《事業者》

• 障がい者の雇用拡大と施設等のバリアフリー化を図ります。

（4）地域福祉の充実

目的と方針

すべての住民が住み慣れた地域で安心して暮らせる環境づくりに向けて、社会福祉協議会をはじめ、民生委員・児童委員、ボランティア団体など各種団体との連携を強化するとともに、地域の中でお互いに助け合う仕組みが構築されるよう、地域福祉の向上に努めます。

現状と課題

本町では、地域福祉計画及び地域福祉活動計画に基づき、社会福祉協議会と連携し、地域の高齢者や障がい者などに対する幅広いサービスや事業を行い、民生委員・児童委員、各種福祉団体と連携し、地域に密着した様々な住民参画型の活動を展開しています。

しかし、今後、少子高齢化や核家族化はさらに進行し、支援を必要とする高齢者や障がい者等が増加し、福祉ニーズはますます増大・多様化することが見込まれ、特に、高齢者等の安否確認や生活支援の重要性が一層高まることが予想されます。

多様化する課題に対応していくため、より多くの主体の福祉活動への参画を促し、地域で支え合う福祉の仕組みづくりに取り組み、地域福祉計画及び地域福祉活動計画に基づき、計画的な地域福祉活動を推進していくことが必要になっています。

施策の体系

（4）地域福祉の充実

- ①地域福祉活動推進のための連携・協力体制の強化
- ②福祉意識の高揚
- ③社会福祉協議会、関係団体等の活動支援
- ④人にやさしい環境整備の推進
- ⑤地域福祉計画の推進
- ⑥国民年金制度の周知
- ⑦生活保護制度の適正運用、生活困窮者の支援

主要施策

① 地域福祉活動推進のための連携・協力体制の強化

地域の福祉ニーズを的確に把握・共有し、効果的な活動が行えるよう、関連部門、関係機関・団体相互の連携・協力体制の一層の強化に努めるほか、各種サービスや活動についての周知に努め、利用しやすい環境づくりを推進します。

② 福祉意識の高揚

広報・啓発活動や福祉教育の推進、福祉イベントの開催、地域住民との交流事業や世代間交流の実施など町民の福祉意識の高揚に努めます。

③ 社会福祉協議会、関係団体等の活動支援

社会福祉協議会をはじめ、民生委員・児童委員の活動充実、各種関係団体の活動支援に努め、地域に密着した各種福祉活動の活発化を促進します。特に、ボランティアセンターの強化、福祉ボランティアやNPOの育成及びネットワーク化、ボランティアリーダーの育成、身近な地域を単位とした助け合い活動を支援します。

④ 人にやさしい環境整備の推進

高齢者や障がい者等が利用しやすい施設整備や道路整備を進め、バリアフリー化、ユニバーサルデザイン[21]のまちづくりを推進します。また、民間事業者との連携を図り、町民が利用する施設のバリアフリー化を呼びかけ、活動範囲の拡大に努めます。

⑤ 地域福祉計画の推進

町民の地域福祉に対する理解を深めるとともに、支え合いの精神に基づく地域づくりを促進するため、地域福祉計画を推進します。

⑥ 国民年金制度の周知

広報・啓発活動の推進等により国民年金制度の周知を図るとともに、町民の年金受給権の確保のため、年金相談の充実を図り、制度への町民の理解と関心を高めていきます。

⑦ 生活保護制度の適正運用、生活困窮者の支援

生活困窮者の相談に適切に応じるとともに、生活保護制度の適正運用と生活保護世帯の自立更生を支援します。

21　高齢であることや障がいの有無などにかかわらず、すべての人が快適に利用できるように製品や建造物、生活空間などをデザインすること。

目標指標（ベンチマーク）

指標名	単位	2018年度（実績）	2023年度（目標）	目標指標の測定あるいは取得の方法
高齢者住宅バリアフリー化件数（年間）	件	4（2017年度）	5	福祉保健課集計
福祉イベントの開催回数（年間）	回	2（2017年度）	4	福祉保健課集計
生活保護費受給世帯数（累計）	世帯	34	31	福祉保健課実績
高齢者・障がい者福祉対策の満足度	％	36.2	50.0	町民アンケート調査
児童福祉対策の満足度	％	48.9	60.0	町民アンケート調査
生活保護受給世帯から自立した世帯数（累計）	世帯	0	3	福祉保健課実績

参画と協働の指針

町民

- 地域における福祉活動を理解します。
- 地域における身近な福祉活動やボランティア活動、地域コミュニティ（自治公民館活動等）に積極的に参加します。
- 年金に加入し保険料を支払います。
- 勤労意欲を持ち、健康な心と体を維持し、生活します。
- 早期に健康等阻害要因を回復し、就労して自立に努めます。

地域・団体・事業者

《地域》

- 高齢者や障がい者等が利用しやすいような地域の施設や環境の整備を行います。
- 高齢者や障がい者等が参加できる地域活動の機会をつくります。

《事業者》

- 高齢者や障がい者等利用者の立場に立って、安全で使いやすい施設建設や改善を行います。
- ユニバーサルデザインの観点に立った製品を開発します。

《社会福祉協議会》

- 地域の高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者に対する支援活動を主体的に行います。
- 地域で活動するボランティアの育成、支援を行います。
- 生活困窮者に対し一時的な小口資金や生活福祉資金の活用を図ります。

《民生委員・児童委員》

- 地域の代表として、町民からの生活相談を受けて行政につなぎます。
- 行政と連携して生活保護世帯の自立を支援します。

（5）保健・医療の充実

目的と方針

「自分の健康は自分で守る」ことを基本とし、すべての住民が健康で元気に暮らせるよう、関係機関が連携して健康に関する教育・指導・相談などの体制を整備します。また、医療ニーズの高度化・多様化に対応し、地域で安心な医療が受けられるよう、医療機関と連携した地域医療体制の充実を図ります。

現状と課題

本町では、健康きじょう21、保健事業実施計画（データヘルス計画）、特定健康診査等実施計画に基づき、町民の健康増進を図るとともに、町内外の医療機関と連携した保健事業を実施し、町民の体の健康づくりを進めています。また、こころの健康づくりや自殺予防の啓発などを実施するとともに、食育推進計画に基づき、食生活改善推進員の協力のもと、食育事業にも取り組んでいます。

今後は、健康きじょう21の点検・評価を行いながら、町民の健康意識の高揚に努め、誰もが健康的な生活が送れるよう継続して保健事業の充実に努めていくことが求められます。また、高齢化の進行とともに複雑化・多様化する町民の医療ニーズに対応できるよう、地域医療体制の充実に努める必要があります。

施策の体系

（5）保健・医療の充実

- ①健康づくり意識の高揚
- ②健康きじょう21に基づく健康づくり運動の推進
- ③各種健（検）診・保健指導等の充実
- ④歯・口腔の健康づくりの推進
- ⑤母子保健の充実
- ⑥感染症対策の推進
- ⑦こころの健康づくり対策
- ⑧食育の推進
- ⑨地域医療体制の充実
- ⑩国民健康保険事業の適正運営
- ⑪各保険制度の推進

主要施策

①健康づくり意識の高揚

広報・啓発活動の推進や教室・イベント、健康マイレージ事業等の実施により、健康に対する正しい知識の普及や「自分の健康は自分で守る」という健康づくり意識の高揚を図ります。

②健康きじょう21に基づく健康づくり運動の推進

保健センターや温泉施設、社会体育施設等の活用とともに、健康きじょう21に基づく栄養、身体活動・運動、休養・こころの健康、健（検）診の各分野の目標値の達成に向けた健康づくり運動の推進・拡大・定着化を促進します。

③各種健（検）診・保健指導等の充実

関係機関との連携のもと、生活習慣病の予防、早期発見・早期治療、重症化予防に向けた特定健康診査・特定保健指導等の実施をはじめ、がん検診等各種健診の充実に努めます。

また、特定保健指導の実施や健康教育、健康相談等、健診後のフォロー体制の充実を図ります。

④歯・口腔の健康づくりの推進

地域の関係機関と協力して、歯・口腔の健康づくりに取り組み、喫煙の健康に与える影響や歯周疾患と全身疾患との関係性など正しい知識の普及・啓発や、節目年齢・妊婦等の歯周病検診の受診勧奨を行い、歯科保健指導事業の充実に努めます。

また、未就学児・町内保育園児・小中学生のむし歯予防の意識づけとしてフッ素事業にも継続的に取り組みます。

⑤母子保健の充実

妊婦健康診査、乳幼児健康診査をはじめ、母子健康手帳の交付、健康教育、相談・訪問指導体制等、各事業の一層の充実に努めるとともに、安心して子どもを産み、育てられる環境づくりに総合的に取り組みます。

また、一般・特定不妊治療費助成事業にも継続して取り組みます。

⑥感染症対策の推進

感染のおそれがある疾病の発生や蔓延を予防するため、結核や肝炎、新型インフルエンザ等の感染症に関する正しい知識の普及･啓発に努めるとともに、予防接種を受ける体制を整備します。

また、新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、食料や医薬品の備蓄、個人でできる感染防止対策の徹底を図ります。

⑦こころの健康づくり対策

関係機関との連携のもと、こころの健康づくり対策及び自殺予防対策に継続的に取り組みます。

⑧食育の推進

食育推進計画に基づき、食生活改善推進協議会、農村女性アドバイザー協議会等の関係機関と連携し、地域、学校、保育園等における食に関する正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着を図るため、食育に関する知識の普及・啓発を図ります。

⑨ 地域医療体制の充実

医療ニーズの高度化・多様化や救急・休日・夜間の医療ニーズに対応できるよう、町内外の医療機関との協力体制や広域的連携を一層強化し、多職種連携のもと、地域医療体制の充実に努めます

⑩ 国民健康保険事業の適正運営

国民健康保険加入資格や退職被保険者資格の状況調査を行い、被保険者資格の適正化に努めます。

また、広報・啓発活動や医療費通知等を通じ、国民健康保険制度に対する理解や医療費に対する関心を高めるとともに、診療報酬明細書の点検調査の充実や被保険者への指導等により適正受診を促進し、医療費の適正化に努めます。

さらに、国民健康保険事業費納付金に見合う国民健康保険税の適正な賦課を行うとともに、納税意識の高揚や徴収体制の充実を図り、国民健康保険税の収納率の向上に努めます。

加えて、特定健康診査・特定保健指導の推進をはじめ、関連部門が一体となって生活習慣病対策の強化を図り、医療費の抑制に努めます。

⑪ 各保険制度の推進

国民健康保険、後期高齢者医療制度、介護保険制度の安定した運営を行うために、医療費適正化事業、健康づくり事業、介護予防事業の推進を図ります。

また、町民にその施策と事業等を十分に理解してもらうために広報・啓発活動を行い、効果的な保険事業を推進します。

さらに、各保険税（料）の適正な賦課総額の確保・徴収に努めるとともに、納付意識の高揚や徴収体制の充実を図り、収納率の向上に努めます。

目標指標（ベンチマーク）

指標名	単位	2018年度（実績）	2023年度（目標）	目標指標の測定あるいは取得の方法
胃がん（バリウム）検診	%	2.6（2017年度）	20.0	地域保健・健康増進事業報告
大腸がん（便潜血）検診	%	9.4（2017年度）	30.0	地域保健・健康増進事業報告
乳がん検診	%	22.3（2017年度）	40.0	地域保健・健康増進事業報告
子宮頸がん検診	%	22.1（2017年度）	40.0	地域保健・健康増進事業報告
肺がん検診	%	3.3（2017年度）	10.0	地域保健・健康増進事業報告
結核検診	%	77.0（2017年度）	85.0	地域保健・健康増進事業報告
BMI（体格指数）の適正者	%	67.0	70.0	健康きじょう21より
意識して身体を動かす人の割合	%	59.0	70.0	健康きじょう21より
特定健診受診率	%	53.0（2017年度）	60.0	法定報告
特定保健指導実施率	%	61.0（2017年度）	75.0	法定報告
後期高齢者基本健診受診率	%	42.1（2017年度）	45.0	後期広域連合報告値
わけもん健診受診率	%	28.5（2017年度）	45.0	町民課集計
脳ドック受診者数	人	33	50	町民課集計
医療体制の充実度	%	26.3	40.0	町民アンケート調査
１歳６か月児健診	%	91.5	95.0	地域保健・健康増進事業報告
３歳児健診	%	88.0	95.0	地域保健・健康増進事業報告
木っずクラブ（延べ）	人	34	40	保健センター実績

参画と協働の指針

町民

- 自らの健康管理を行います。
- 定期健（検）診を受診します。
- 体を動かすなどの健康づくりに努めます。
- 健全な食生活を送ります。
- 健康づくり講演会、教室へ積極的に参加します。
- 多受診をしないようにします。
- 症状に応じて医療機関を利用します（かかりつけの医者を持ちます）。
- 介護保険事業や認知症についての知識を深め、地域活動に活かします。

地域・団体・事業者

- 地域活動の充実に努めます。
- 地域における健康づくりを行います。
- 事業所での健康診査、労働環境の向上に努めます。
- 安全で質の高い医療を提供します。
- 医療機関相互の連携による効率的な医療を提供します。
- こころの健康づくりと自殺予防の取り組みに努めます。

基本目標Ⅲ　豊かな心を育む教育のまち

（１）生涯学習・生涯スポーツの推進

目的と方針

誰もが生涯にわたって文化的で豊かな人生を送れるよう、主体的に学ぶ生涯学習の充実に努めます。また、誰もがそれぞれの体力や年齢に応じたスポーツ活動を行える環境づくりを支援します。

現状と課題

本町では、町民の主体的な生涯学習活動を促進するため、自身や家庭に活かすことのできる内容の生涯学習講座等を開催するとともに、各種団体や生涯学習情報紙「いぶき」等を通じて自主学習グループの情報提供を図っています。また、町民文化祭における学習成果の発表の機会をつくるとともに、総合交流センターや各種社会体育施設を中心とした生涯学習・生涯スポーツ活動の推進に努めています。

今後も、社会情勢の急速な変化に伴い、高度化・多様化する町民ニーズを的確に把握し、各種講座の情報提供方法の充実や各種活動団体への支援、団体や指導者の育成・確保、各種施設の整備充実に引き続き取り組んでいくことが求められています。

施策の体系

（１）生涯学習・生涯スポーツの推進

- ①総合交流センターの充実
- ②生涯学習事業の推進
- ③自主学習サークル団体等の活動支援
- ④学習成果の活用
- ⑤社会体育施設の整備充実・有効活用
- ⑥生涯スポーツの普及促進
- ⑦スポーツ団体、指導者の育成

主要施策

①総合交流センターの充実

生涯学習活動の拠点となる当施設の充実とともに、利用者の利用しやすい施設環境を整備し、利用拡大を図ります。

また、図書室については、子どもから高齢者まで幅広い年齢の様々な社会教育活動を支援するため、利用者の目的やニーズに合った蔵書整備や利用しやすい環境整備を行います。

②生涯学習事業の推進

常に各世代の学習ニーズの的確な把握に努め、総合交流センターにおいては、講座・活動を中心とした生涯学習事業の推進を図ります。

また、町広報誌や「生涯学習のいざない」等の印刷刊行物をはじめ、ホームページを利用した多様な情報提供の充実を図ります。

③自主学習サークル団体等の活動支援

様々な分野における生涯学習指導者の育成・確保に努めるとともに、生涯学習人材バンク「かがやき人」登録の呼びかけ、活動への支援、各種の社会教育団体、学習団体・グループの育成・支援に努め、自主的な生涯学習活動を促進します。

④学習成果の活用

町民の学習活動を支援し、学習の成果をまちづくり、人づくりに活かす生涯学習社会の実現のために、学習の成果を活用する場の確保を図ります。

⑤社会体育施設の整備充実・有効活用

既存の社会体育施設等について、利用ニーズに即した整備充実を進めていくとともに、管理運営体制の整備、施設の有効活用に努めます。

⑥生涯スポーツの普及促進

スポーツ推進委員が主体となり、スポーツに関する広報・啓発活動を推進するとともに、様々なスポーツ情報の収集・提供に努め、町民のスポーツへの関心を高めていきます。

⑦スポーツ団体、指導者の育成

体育協会をはじめ、各種スポーツ団体の育成・支援に努めるとともに、指導者の育成・確保を進め、町民の自主的なスポーツ活動の一層の活発化を促します。

目標指標（ベンチマーク）

指標名	単位	2018年度（実績）	2023年度（目標）	目標指標の測定あるいは取得の方法
生涯学習のつどい大会の参加者数	人	300	300	教育課実績
生涯学習関連講座の参加者数（年間延べ）	人	369	500	教育課実績
生涯学習人材バンク「かがやき人」の登録者数	人	26	30	教育課実績
社会体育施設利用者数（年間延べ）	人	78,261	80,000	教育課実績
スポーツ教室参加者数（年間延べ）	人	40	100	教育課実績
スポーツ教室講座数（年間）	回	7	10	教育課実績

参画と協働の指針

町民

- 学びを通じて自己実現を目指し、その学んだ成果をまちづくりに活かします。
- 日頃からスポーツやレクリエーションを自ら実践し、健康づくりに役立てます。

地域・団体・事業者

- 様々な活動を通して、学び合う仲間づくりを図ります。
- 地域の課題解決に取り組みます。
- 地域のコミュニケーションを図り、スポーツやレクリエーションを実践します。

（2）幼児・学校教育の充実

目的と方針

発達や学びの連続性を踏まえた就学前教育の充実に努めます。

未来を切り拓く子どもたちの育成に向け、「木城の明日を担う心豊かでたくましい人づくり」の理念に基づく教育活動の一層の推進を基本に、総合的な学校教育環境の充実を図ります。

現状と課題

本町では、保育園等就学前機関と小学校の情報交換を行い、連続性のあるきめ細かな教育体制を構築しています。また、保護者や地域との連携を図るため、1歳6か月児健診や3歳児健診の際にブックスタート事業を行っています。小中学校においても十分な連携をとり、一人ひとりの学力を的確に把握し、学力向上サポーター制度を利用しながら、学力の向上に努めてきました。

しかし、複雑化・多様化している学校現場の課題を解決し、子どもたちの教育環境を充実させるためには、小中学校の教育を別々に行うのではなく、義務教育9年間で一貫した教育体制の確立や、地域住民等と協力した地域総がかりでの教育の実現を図ることが必要となります。

また、学校教育施設設備の整備・充実、登下校時の児童・生徒の見守りを実施するなど、安全・安心な学習・生活環境の確保に努めるとともに、教職員研修の充実・推進、ICT教育の推進を図り、総合的な学校教育環境の充実を進めていく必要があります。

施策の体系

（2）幼児・学校教育の充実

- ①学校教育の充実
- ②義務教育学校への移行
- ③特別支援教育の推進
- ④心の問題への対応
- ⑤教職員研修の充実・推進
- ⑥児童・生徒の安全の確保
- ⑦学校教育施設設備の整備・充実
- ⑧教育機器の整備
- ⑨学校給食の充実

主要施策

①学校教育の充実

基礎的・基本的な学力の向上と個性や創造性を伸ばすことを基本に、個に応じた指導方法の工夫改善に努めながら、国際化、情報化や環境教育など時代変化に対応した教育内容の充実を図ります。また、児童・生徒の健康管理体制や相談体制の充実など、学校と家庭・地域社会との相互理解を深めながら、心身ともに健全な児童・生徒の育成に努めます。さらに、保育園、小中学校等との連携を深め、より行き届いた教育の充実を図ります。

②義務教育学校への移行

複雑化・多様化している学校現場の課題を解決し、子どもたちの教育環境を充実させるため、小中学校を施設一体型の義務教育学校へ移行し、地域と一体となった学校運営を実現するコミュニティスクール[22]の導入に取り組みます。

③特別支援教育の推進

保育園、保健センター、小中学校等の関係機関と連携し、早期に子どもたちの実情を把握し、適切な就学相談・指導に努めます。

また、教育的ニーズのある児童・生徒について、個別の指導計画の作成・適宜見直しや継続的な指導・助言を行い、関係機関のさらなる連携により、個に応じた適切な教育環境の実現を目指します。

④心の問題への対応

いじめや不登校などの心の問題に対し、スクールアシスタントを配置し、相談体制の充実を図るとともに、家庭や地域と一体となった指導体制づくりを進めます。

また、2017年度に改定したいじめ防止基本方針に基づき、いじめの早期認知・早期解決の徹底に加え、道徳・人権教育、福祉体験等を推進し、未然防止の強化を図ります。

⑤教職員研修の充実・推進

教職員の授業力向上や個々の課題解決に向け、県教育委員会と連携した学校支援チームによる学校訪問や指導主事等の派遣を実施し、校内研修の改善を支援します。

また、研修機会の充実のため、町内教職員研修会や県教育委員会等が実施する校外研修に教職員を派遣します。

⑥児童・生徒の安全の確保

関係機関と合同で通学路の点検を実施し、危険箇所等の点検結果を町ホームページにて広報するとともに、木城っ子安全守る隊と連携して登下校の見守りを行い、児童・生徒の安全確保に努めます。

22　学校運営協議会制度。学校と地域住民・保護者が力をあわせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」に転換するための仕組み。

⑦ 学校教育施設設備の整備・充実

義務教育学校開校に向け、小中学校の本校舎を教育環境に適した教室数やバリアフリー対応などを考慮した施設一体型の新校舎とするとともに、老朽化した施設設備の修繕・更新を適宜行い、安全・安心な学習・生活環境の確保に努めます。

⑧ 教育機器の整備

児童・生徒用パソコンなどについては、年次的に更新していくとともに、校内LANについても計画的に整備していきます。また、生徒用パソコンを３人に１台、教職員用パソコンとして授業用パソコン、大型電子黒板を各教室に１台設置し、ICT教育の推進を図ります。

⑨ 学校給食の充実

学校給食の充実・施設の整備に努めるとともに、地産地消や食育の視点に立った取り組みを進めます。

目標指標（ベンチマーク）

指標名	単位	2018年度（実績）	2023年度（目標）	目標指標の測定あるいは取得の方法
電子黒板設置台数	台	0	27	教育課実績
生徒用PC設置数	台	65	160	教育課実績
学校公開への地域住民の参加数	人	25	50	教育課実績
２時間以上家庭学習する生徒の割合（中学生）	%	60.0	80.0	生徒アンケート調査
児童における各学年ごとに設定された家庭学習時間の達成率	%	53.0	80.0	児童アンケート調査
幼児教育の充実度	%	28.5	50.0	町民アンケート調査
義務教育の充実度	%	31.4	50.0	町民アンケート調査
給食に地元産品を使用している率	%	11.9	13.0	給食センター

参画と協働の指針

町民

《児童・生徒・保護者》

- コミュニティスクールに関する関心を高め、学校運営に参画・協働します。
- 学校施設の維持管理に協力します。
- あいさつ運動の徹底など声かけによるコミュニケーションを図ります。
- 学校行事に積極的に参加します。

地域・団体・事業者

- コミュニティスクールに関する関心を高め、学校運営に参画・協働します。
- 学校と連携し、通学路をはじめとする地域の防犯、交通安全活動を行います。

（3）青少年の健全育成の推進

目的と方針

青少年の健全育成を目指し、関係機関、家庭などが一体となって取り組む体制を確立し、青少年のまちづくり活動などへの参画促進、青少年団体の育成・支援の推進、みんなで青少年を守り育てる社会環境の整備を図ります。

現状と課題

本町では、青少年に関わる組織等の代表者で構成される青少年育成町民会議を組織し、青少年の問題解決等について取り組んでいます。また、木城っ子安全守る隊・応援隊を編成し、地域や学校活動を支援するとともに、子どもフェスタ、夏休み子ども教室等の各種体験活動を実施し、青少年の自主性や協調性を育んできました。

今後は、子どもたちの健やかな成長のため、引き続き多様な体験活動の機会を提供することが求められています。また、子どもフェスタ、夏休み子ども教室についても、県内外の青少年自然の家等の活用を検討しながら、子どもたちが楽しく参加できる体験事業を計画するなど、青少年の健全育成を推進していくことが必要です。

施策の体系

（3）青少年の健全育成の推進
- ①青少年育成体制の充実
- ②健全な社会環境づくり
- ③家庭・地域の教育機能の向上
- ④青少年の体験・交流活動等への参画促進
- ⑤青少年団体、リーダーの育成

主要施策

①青少年育成体制の充実

青少年育成町民会議への支援を充実するとともに、これを中心に学校・家庭・地域・行政等が一体となった青少年健全育成のネットワークづくりを進めます。

②健全な社会環境づくり

青少年の健全育成に向けた広報・啓発活動の推進等を通じて地域における声かけ運動やあいさつ運動等を促進し、健全な社会環境づくりを進めます。

③ 家庭・地域の教育機能の向上

家庭教育に関する講座・教室等の開催をはじめ、広報・啓発活動や相談・情報提供の充実等を通じ、家庭における教育機能の向上を促進します。

また、放課後や長期休業期間における青少年の居場所づくりを進め、地域における教育機能の向上を促進します。

④ 青少年の体験・交流活動等への参画促進

青少年の体験・交流活動や地域活動、ボランティア活動等への参画機会の充実を図り、積極的参画を促進します。

⑤ 青少年団体、リーダーの育成

子ども会等、青少年団体・育成団体の育成・支援に努めるとともに、講座・教室の開催等を通じて各団体のリーダーの育成に努めます。

目標指標（ベンチマーク）

指標名	単位	2018年度（実績）	2023年度（目標）	目標指標の測定あるいは取得の方法
夏休み子ども教室の参加者数（延べ）	人	123	200	教育課実績
ボランティア活動・体験学習に参加する児童・生徒の割合	%	23.0	50.0	教育課実績
ジュニア・リーダー数	人	8	10	教育課実績
子育て環境の充実度	%	49.0	50.0	町民アンケート調査

参画と協働の指針

町民

《児童・生徒》

•心豊かに、自ら学び、たくましく生きます。

《家庭・保護者》

•家庭における基本的な生活習慣、しつけを身に付けさせます。

地域・団体・事業者

•地域における児童・生徒の健全育成を支援します。

•放課後や長期休業期間における青少年の居場所づくりの取り組みに協力します。

（4）文化・芸術の振興

目的と方針

総合交流センターを中心とした町民主体の文化・芸術活動を支援するとともに、地域文化の継承に向け、有形・無形の貴重な文化財の保存・活用を図ります。

現状と課題

本町では、児童・生徒が優れた文化・芸術にふれあう機会をつくるため、町内の小中学生を対象とし、生演奏等の文化・芸術の鑑賞の場を提供しています。また、総合交流センターでは、毎年子ども・高齢者・一般向けと各世代が楽しめるように、映画上映や生演奏等のホール事業を開催するとともに、町民の文化・芸術活動が行える機会や場の提供、発表会等の開催に努めています。

しかし、文化・芸術活動への参加者の減少や高齢化といった状況もみられ、今後は、総合交流センターを中心として、世代を問わず誰もが気軽に文化・芸術を楽しみ、活動できる環境づくりを一層進めていく必要があります。

また、本町には、国登録文化財である石井記念友愛社の静養館と方舟館をはじめとして、有形・無形を問わず、多くの文化財があります。文化財は、長い歴史の中で生まれ、守り伝えられてきたものであり、地域住民のかけがえのない財産です。

今後も、資料展示室における文化財資料の展示活用、高城合戦関連の講座開催、伝統芸能の保存伝承、日向新しき村に位置する武者小路実篤記念館及び関連する町内の文学碑等を活用したその理念等にふれる場の提供など、適切な保存・活用や展示等に努め、町内外の多くの人々が本町の歴史や文化に親しめる環境づくりを進めていく必要があります。

施策の体系

（4）文化・芸術の振興

- ①芸術・文化活動の支援
- ②総合交流センターホールイベント等の充実
- ③総合交流センター資料展示室の整備充実
- ④文化財の保存・活用
- ⑤高城合戦関連講座の定期的開催
- ⑥郷土の偉人の顕彰

主要施策

①芸術・文化活動の支援

木城町文化協会の支援に努めるとともに、町民の文化芸術活動が行える場の提供により、町民の自主的な芸術・文化活動の一層の活発化を促します。

また、質の高い絵本文化の拠点としての役割が充実している木城えほんの郷の活動を引き続き学校や保育園等での教育にも活かしていくとともに、絵本文化の情報発信も積極的に行います。

②総合交流センターホールイベント等の充実

年間を通して、町民の年代やニーズに応じた質の高い音楽・演劇等の文化イベントの開催の機会を確保します。

③総合交流センター資料展示室の整備充実

本町の歴史・文化拠点として、資料展示室の整備充実と活用を図るとともに、町内外の人々が本町の歴史や文化に親しめる場の充実を図ります。

④文化財の保存・活用

指定文化財の適正な保護に努めるとともに、その他の文化財や埋蔵文化財についても、積極的にその保存・伝承に努めます。

また、地域文化の理解を深めるため、啓発活動や講座、展示等を通じ、文化財に対する町民の意識の向上と生涯学習の場や地域づくりへの文化財の活用を図ります。

⑤高城合戦関連講座の定期的開催

九州の関ヶ原として評価される高城合戦について講座を開催し、町民の興味・関心を高めるとともに、史跡の保存及び教育への活用などを検討します。

⑥郷土の偉人の顕彰

本町にゆかりのある福祉の父と言われる石井十次の精神や広谷用水路の造営に努めた山口弘康の功績、日向新しき村を開設した武者小路実篤等を顕彰し、教育への活用も行い、次世代に継承していきます。

目標指標（ベンチマーク）

指標名	単位	2018年度（実績）	2023年度（目標）	目標指標の測定あるいは取得の方法
町指定文化財の件数	件	6	8	教育課実績
町民文化祭作品展示出展数	点	1,419	2,000	教育課実績
町民文化祭作品展示出展者数（延べ）	人	1,118	1,200	教育課実績
総合交流センター自主事業の参加数（延べ）	人	750	900	教育課実績
高城合戦関連講座参加数	人	0	100	教育課実績

参画と協働の指針

町民

- 文化・芸術に興味を持ち、主体的に文化・芸術活動を行います。
- 歴史・伝統・文化財の保護・保存・伝承に努めます。

地域・団体・事業者

- 地域における芸術・文化活動の振興、地域間の文化交流に努めます。
- 地域の文化財は、地域で維持管理に努めます。

基本目標 Ⅳ 快適で安全に暮らせるまち

（１）道路網の整備

目的と方針

広域的なアクセスの向上、町内の地域間交流の強化、安全性・利便性の向上、定住人口の確保に向け、町内道路網の計画的な整備を進めるとともに、環境と人にやさしい道路空間づくりに努めます。

現状と課題

本町内は、国道が通っておらず県道主要地方道３路線及び一般県道２路線が、市町村間を結ぶ幹線道路として重要な役割を担っています。緊急輸送道路である県道東郷西都線は、地域間交流の幹線となっていますが、幅員が狭く、一般車両の離合が難しいうえに、大型車との離合は極めて困難なため、早急な整備が必要不可欠です。また、県道木城西都線に架かる高城橋は、1954年に架設され老朽化が懸念されるほか、県道都農綾線については、通勤時間帯の交通量が多く、通学路であるため歩道の整備が急務となっています。県道木城西都線についても、大型車の通行が増加し、路面等の適切な維持管理が必要になっています。

今後も、県道においては、未改良区間の早急な整備を要望していくとともに、町道においては、町民ニーズを把握しながら緊急性の高いものから逐次整備を行うなど、交通安全に配慮した環境と人にやさしい道路整備を継続していくことが必要です。

施策の体系

（１）道路網の整備
- ①県道等の整備促進
- ②町道の整備
- ③環境と人にやさしい道路空間づくり
- ④交通安全意識の高揚
- ⑤安全な道路環境の整備・維持

主要施策

①県道等の整備促進

広域的な交通アクセスの向上と交通安全の確保に向け、高速道路へのアクセス性の向上、未改良区間の早期整備、交差点・歩道の整備を県等の関係機関に積極的に要請していきます。

②町道の整備

県道との連携や役割分担、町内地域間の連携強化、定住人口の確保等に配慮し、幹線町道から身近な生活道路に至るまで、町道網の整備を計画的・効率的に行います。

また、橋梁については、橋梁長寿命化計画に基づき補修等を行います。

さらに、地域の要望を踏まえながら、町民との協働のもと、町道の適正管理、維持補修に努めます。

③環境と人にやさしい道路空間づくり

道路整備に当たっては、災害時の迅速な対応や環境・景観の保全に配慮した環境と人にやさしい道づくりを進めます。

また、通学路安全点検結果に基づき、危険箇所の解消に努めます。

④交通安全意識の高揚

交通事故の発生を防止するため、関係機関と連携して、子どもから高齢者まで、年齢層に応じた交通安全教育を実施するとともに、飲酒運転撲滅のPR、危険箇所への予告看板の設置、交通安全運動の展開など町民の交通安全意識の高揚を図ります。

⑤安全な道路環境の整備・維持

交通の安全を確保するため、カーブミラー、ガードレールなど交通安全施設をはじめ、信号機の設置要請、道路線形改良の促進、区画線の設置、主要道路や通学路の歩道整備など安全な道路環境の整備を計画的に進めます。

目標指標（ベンチマーク）

指標名	単位	2018年度（実績）	2023年度（目標）	目標指標の測定あるいは取得の方法
長寿命化対策を実施した件数	件	9	20	橋梁長寿命化工事発注件数
町道改良率	%	69.7	69.9	道路施設現況調書
町道舗装率	%	88.7	88.7	道路施設現況調書
道路網の充実度	%	38.3	40.0	町民アンケート調査
交通死亡事故発生件数	件	0（2018年）	0（2023年）	総務財政課調べ

参画と協働の指針

町民

- 道路の破損状況等について行政に情報を提供します。
- 清掃活動や緑化活動等の道路環境美化活動に積極的に参加します。
- 交通安全に対する高い意識を持ち、交通ルールの遵守と正しいマナーを実践します。

地域・団体・事業者

- 清掃活動や緑化活動等の道路環境美化活動に積極的に取り組みます。
- 交通安全に対する啓発、研修を自主的に実施します。

（2）公共交通の維持・充実

目的と方針

利便性の高い公共交通を維持・充実するため、町民ニーズを把握し、特性に合った公共交通網の構築に努めます。

現状と課題

本町の公共交通として、2018年度時点で、町営バス事業4路線（中原線・岩戸線・石河内線・中之又線）を運行しており、これまでにもフリー乗降の導入などによる利便性の向上に努めてきました。

しかし、主に小中学生の通学手段としての側面が強く、運行ダイヤに偏りがあることなどから、町民全体の積極的な利用にはつながっていません。また、高齢ドライバーの交通事故が社会的な問題となる中、運転免許証の自主返納者数と比例して、交通弱者が、年々増加傾向にあります。

今後、高齢者をはじめとする交通弱者が、生涯安心して住み続けられる公共交通網の構築は喫緊の課題であり、デマンド交通などの具体的な方策を実践に移していく必要があります。

施策の体系

（2）公共交通の維持・充実
- ① 地域の実情に即した地域公共交通網の確立
- ② 地域公共交通機関の充実

主要施策

① 地域の実情に即した地域公共交通網の確立

既存の町営バスについては、路線ごとにその運行効果を十分に検討し、運行効果の高い路線におけるさらなる利便性の向上と、運行効果の低い路線における新たな移動手段の確保を図るなど、地域の実情に即した地域公共交通網の確立を図ります。

② 地域公共交通機関の充実

高齢者や子ども等の交通弱者の日常生活に不可欠な交通手段として、デマンド交通による有償活動等、本町の状況に即した交通体系を構築するとともに、地域間幹線系統（宮崎交通路線バス）への積極的な接続を図るなど、既存の交通機関との連携によるさらなる地域交通の充実に努めます。

目標指標（ベンチマーク）

指標名	単位	2018年度（実績）	2023年度（目標）	目標指標の測定あるいは取得の方法
町営バス運行	路線	4	3	まちづくり推進課調べ
町営バス乗車人数（1運行当たり）	人	8	9	町営バス運行実績
公共交通機関の便利さ満足度	%	5.9	30.0	町民アンケート調査
公共交通機関を“利用する”人の割合	%	6.4	20.0	町民アンケート調査
デマンド交通延べ利用者数	人	－	1,560	デマンド交通利用実績
買物の便利さの満足度	%	18.9	30.0	町民アンケート調査

参画と協働の指針

町民

•積極的に公共交通機関を利用します。

地域・団体・事業者

•町民ニーズに即したバスの運行を実施します。また、運行に当たっては、安全性を第一として実施します。

•運行上の安全性の確保と他の公共交通機関との連携による快適性、利便性の向上を図ります。

（3）住宅・住宅団地の整備

目的と方針

安心して暮らせる住環境の整備に努め、定住・移住を促進します。また、町営住宅の適正管理に努め、すべての町民にとって快適な住環境の確保に努めます。

現状と課題

本町では、超高齢社会を見据えて、ユニバーサルデザインを意識した安心して暮らせる住宅の整備やバリアフリー化を進めており、既存住宅については、高齢者・障がい者の住宅改造助成事業等を活用して、バリアフリー化を随時進めています。また、公営住宅入居に際しては、単身でも入居可能になっており、ひとり暮らしの高齢者にも利用しやすくなっています。

今後、高齢者の単身世帯が増加することが予想されるため、公営住宅等の整備の際には、高齢単身者に対応した住宅を整備する必要性が高くなっています。また、誰もが快適に暮らせる居住環境の確保に向け、多様な世代の居住ニーズに対応した住宅の整備に努めるとともに、高齢化の進行に伴い増加が見込まれる空き家の有効活用の検討、民間資本の分譲地造成や賃貸住宅の建築促進につながる施策等の推進により、定住促進につなげていくことが必要です。

施策の体系

（3）住宅・住宅団地の整備
- ①新たな住宅地の形成と定住の支援
- ②良質な住宅建設の促進
- ③町営住宅の適正管理と整備検討
- ④居住環境の総合的整備

主要施策

①新たな住宅地の形成と定住の支援

若者の定住及び団塊の世代の移住の促進を見据えながら、民間による住宅建設や宅地整備を指導・促進することにより、環境や防災に配慮した新たな住宅地の形成を進めます。

また、民間の活力を利用した賃貸住宅の建設や分譲地の形成等に対する助成制度を検討するとともに、定住促進奨励制度等を活用した定住の支援施策の推進及び町による宅地分譲地の形成等に向けた調査・検討を行います。

さらに、今後さらなる増加が見込まれる空き家の把握に努めるとともに、空き家バンク制度を活用した移住・定住希望者とのマッチングのための施策を検討・推進します。

② 良質な住宅建設の促進

関係機関や民間の協力を得ながら、高齢者や障がい者に配慮した住宅、県産材を活用した住宅等、多様なニーズや地域特性に即した良質な住宅の建設及び改造を促進します。

③ 町営住宅の適正管理と整備検討

公営住宅等長寿命化計画に基づき、既存の町営住宅の適正な維持管理に努めるとともに、町民ニーズや民間による賃貸住宅建設の動向を総合的に勘案しながら、新規の建替整備及び廃止等を含めて検討します。

④ 居住環境の総合的整備

すべての町民が安全で快適に生活できる住環境を確保するため、生活道路、公園・緑地、下水道などの生活基盤について、地域の実情を踏まえた重点的かつ計画的な整備を進め、生活水準の向上に努めます。

目標指標（ベンチマーク）

指標名	単位	2018年度（実績）	2023年度（目標）	目標指標の測定あるいは取得の方法
民間住宅の耐震化率	%	72.6	78.0	昭和56年以降新築住宅（1,642）／町内住宅戸数（2,261）
公営住宅のバリアフリー化率	%	13.6	15.0	新築・バリアフリー化戸数（36）／町内住宅戸数（264）
町営住宅建替戸数	戸	0	10	公営住宅等長寿命化計画
新築住宅着工件数（年間）	戸	26	33	建築確認申請戸数
空き家バンク登録件数	件	16	40	空き家バンク延べ登録件数

参画と協働の指針

町民

- 居住まわりの生活環境の維持に努めます。
- 移住者の受け入れに協力します。
- 空き家所有者は、行政への情報提供や適正管理を行います。

地域・団体・事業者

- 地域の生活環境の維持に努めます。
- 移住者の受け入れに協力します。

《事業者》

- 安全性と快適性に優れた住宅を供給します。
- 移住・定住者を視野に入れた賃貸住宅の建設や分譲地の形成等の取り組みを検討します。

（4）消防・防災・防犯体制の充実

目的と方針

自然災害からの安全確保に向け、地域防災力の向上に努め、豊かな自然を大切な財産とし、安心して暮らせる総合的な防災対策を推進します。また、犯罪のない安全･安心な町を目指し、警察や関係団体等と協働し、防犯体制の強化を図ります。

現状と課題

本町の消防団は、町内全体を管轄とする本部と11区域を管轄する各部の計12部で構成しており、常備消防の東児湯消防組合と連携して、防火・防災訓練や研修等を実施しています。消防施設設備については、消火栓設置位置の表示板の整備や、消防車両、消防ポンプの更新のほか、消防団の装備の基準（総務省消防庁）に基づき、各部で不足している装備を拡充し、消防力の強化を図っています。また、防災訓練の実施や防災講座の開催、ハザードマップの更新に加え、災害用備蓄品の更新や災害用浄水器の購入により、大規模災害の発生に備えています。

近年、全国各地で大規模な自然災害が相次いで発生し、町民の防災に対する関心がさらに高まっていることを踏まえ、今後は、自助・共助の重要性の普及・啓発や防災リーダーの育成、年々減少する消防団員の加入促進の強化等、地域の防災力向上に取り組むとともに、消防車両や消防ポンプ、防火水槽等を計画的に更新する必要があります。また、防災行政無線の老朽化に伴う災害時の情報通信体制の整備や安心・安全な避難所の確保に取り組むことも必要となってきます。

防犯については、高鍋警察署・消費生活相談センター・駐在所連絡協議会・ボランティア団体等と連携して、防犯の広報・啓発や見守り活動を行っているほか、夜間の防犯対策として、LED化による町内の街灯の長寿命化を図っています。

高齢者単身世帯や高齢者夫婦世帯の増加、コミュニティ意識の希薄化等に伴う地域の犯罪防止機能の低下や振り込め詐欺などの特殊詐欺事件の発生等が懸念されることから、関係機関・団体と連携を密にし、町民の防犯意識の高揚及び自主的な防犯活動の促進に努めるとともに、消費者トラブルの未然防止のため、啓発・情報提供や相談体制の充実を図る必要があります。

施策の体系

（４）消防・防災・防犯体制の充実

- ①消防団の活性化
- ②消防施設の整備充実
- ③総合的な防災体制の確立
- ④防火・防災意識の高揚と防災リーダーの育成
- ⑤治山・治水対策の促進
- ⑥武力攻撃等の緊急事態対策の推進
- ⑦防犯意識の高揚
- ⑧防犯環境の充実
- ⑨消費生活に関する情報の提供
- ⑩消費生活相談の実施

主要施策

①消防団の活性化

広報・啓発活動等を通じて消防団活動に対する町民の理解と協力を求めながら、団員の確保対策の強化や研修・訓練の充実による資質の向上等、消防団活性化対策を推進します。

②消防施設の整備充実

老朽化や能力不足等の状況に応じ、防火水槽・消火栓・消防ポンプ車をはじめとする各種消防施設の整備充実を計画的に推進します。

③総合的な防災体制の確立

地域防災計画等の見直しを定期的に行い、町及び防災関係機関、町民が一体となった総合的な防災体制の確立を進めます。

また、防災行政無線の更新等、災害時の情報通信体制の整備を図るとともに、避難行動要支援者の避難支援体制の確立、災害用備蓄品（食料品・資機材）の充実、避難路・避難施設の整備を図ります。

④防火・防災意識の高揚と防災リーダーの育成

防火・防災の広報・啓発活動の推進やハザードマップの更新・活用、防火・防災訓練の実施を図るとともに、地域防災の要となる防災リーダーの育成及び自主防災組織の活動支援に努め、町民の防火・防災意識の高揚と地域ぐるみの防火・防災体制の確立に努めます。

⑤ 治山・治水対策の促進

危険箇所の把握・周知を行いながら、関係機関との連携のもと、河川の改修や急傾斜地の崩壊防止等、治山・治水対策を促進し、災害の未然防止に努めます。

⑥ 武力攻撃等の緊急事態対策の推進

武力攻撃等の緊急事態に対処するため、国民保護計画に基づき、平素からの備えや事態発生時の即応体制の整備に関する取り組みを推進します。

⑦ 防犯意識の高揚

警察署や関係機関・団体との連携のもと、広報・啓発活動や情報提供等を推進し、町民の防犯意識の高揚を図ります。

⑧ 防犯環境の充実

地区・事業所・学校・PTA・ボランティア団体と連携して、地域・学校等の安全活動を促進し、町ぐるみでの防犯活動の体制の強化を図ります。
また、夜間の防犯対策として、街灯のLED化を行います。

⑨ 消費生活に関する情報の提供

消費者向けパンフレットの配布や出前講座等を通じて、消費者教育・啓発、消費生活情報の提供を行い、自立する消費者の育成を図ります。

⑩ 消費生活相談の実施

未然のトラブル防止や発生後の適切な対応のため、県消費生活センター、西都児湯消費生活相談センター等の関係機関との連携のもと、消費生活相談体制の充実に努めます。

目標指標（ベンチマーク）

指標名	単位	2018年度（実績）	2023年度（目標）	目標指標の測定あるいは取得の方法
消防団員充足率	%	95.6	100.0	総務財政課調査
自主防災組織	団体	2	4	総務財政課実績
防災士取得者数（累計）	人	58 （2017年度）	76	総務財政課調査
災害時の避難場所を“知っている”人の割合	%	73.4	80.0	町民アンケート調査
災害時の備蓄品、持ち出し物を「準備している」又は「準備しようと思っている」人の割合	%	65.7	70.0	町民アンケート調査
災害対策の満足度	%	17.8	40.0	町民アンケート調査
防犯対策の満足度	%	14.9	40.0	町民アンケート調査

参画と協働の指針

町民

- 消防団活動に参加します。
- 防火意識を高め、各家庭で実践するとともに、住宅用火災警報器の設置・維持管理を行います。
- 「自らの身は自らで守る」という意識を持ち、備蓄品の準備や避難先の確認、防災訓練への参加など、平常時から災害に備えます。
- 自主防災組織活動に積極的に参加します。
- 防犯関連事業等に参加し、防犯意識を高め、家庭における身近な防犯対策を行います。
- 地域の防犯・地域安全活動に積極的に参加します。
- 消費者意識・知識を高め、消費者トラブルにあわないようにします。
- 消費者トラブルの発生時には、速やかに相談を受け、早期解決に努めます。

地域・団体・事業者

《地域》

- 地域の自主防災組織の結成や防災訓練の実施、防災資機材の整備に努めます。
- 災害発生時に、各防災関係機関が行う防災活動に連携・協力します。
- 地域の連帯意識を高め、犯罪を抑制する機能を高めます。
- 最新の情報や消費者知識を共有し、被害の未然防止に努めます。

《事業者》

- 防火指導等を受け、消防用設備の設置・維持管理や消防訓練を行います。
- 地域への貢献の役割を認識し、防災体制の整備や事業所の耐震化、防災訓練の実施、防災資機材の整備に努めます。
- 災害時には、ライフラインの確保等に全面的に協力するとともに、顧客や従業員の安全確保、業務の早期再開に努めます。
- 責任ある商品やサービスを提供するとともに、適正な表示・取引方法を実施します。

（5）情報基盤の充実

目的と方針

町民サービスの向上と自治体運営の効率化、町全体の活性化に向け、さらなる情報化や情報セキュリティ対策の強化を推進するとともに、町内外への情報発信の強化に努めます。

現状と課題

本町では、広報誌や地域コミュニティ無線告知システム（コスモス通信）、ホームページ等に加え、SNS等を活用して、行政情報や災害情報等の発信に努めてきました。地域の情報通信基盤としては、光ファイバ設備の更新により、より高速・大容量のインターネット利用環境を整備したほか、主要な公共施設をはじめとする防災・観光拠点において、公衆無線LAN（Wi-Fi）環境を整備しました。また、近年では、社会保障・税番号（マイナンバー）制度に伴う情報システムの整備・改修を行い、個人情報・行政情報の適正な管理や行政事務の効率化を図るとともに、各種情報システムの安定稼働と情報セキュリティ対策の強化等に取り組みました。

今後、自治体運営や地域活性化を進めていくうえで、ICTの利活用が不可欠であることから、行政内部の情報化の一層の充実や情報発信の強化等に取り組むとともに、安全な情報環境の確保のため、情報セキュリティ対策のさらなる強化を進めていく必要があります。

施策の体系

（5）情報基盤の充実
- ①情報通信基盤の利用促進
- ②情報セキュリティ対策の強化
- ③行政内部の情報化の推進
- ④情報発信の強化

主要施策

①情報通信基盤の利用促進

光ファイバ設備・光テレビ共聴設備の安定運用の維持に努めるとともに、公衆無線LAN設備のさらなる利用促進を図ります。

②情報セキュリティ対策の強化

情報システムを取り巻く様々な脅威に迅速かつ的確に対応するため、情報セキュリティ対策のさらなる強化に努めます。

③ 行政内部の情報化の推進

既存の各種情報システム・情報通信網の安定稼働・充実、制度改正等に伴う適切な整備・改修に加え、関係機関との連携のもと、インターネットを利用して行政手続きをオンラインで行うことができる電子申請システムの導入を検討します。

④ 情報発信の強化

町内外への情報発信を強化するため、スマートフォン表示に対応したホームページの導入を検討します。また、ホームページやSNS等を効果的に活用し、多角的な情報発信を行うとともに、ホームページやSNS等の更新頻度を高め、迅速かつ正確な情報提供に努めます。

目標指標（ベンチマーク）

指標名	単位	2018年度（実績）	2023年度（目標）	目標指標の測定あるいは取得の方法
情報基盤の充実度	%	31.7	40.0	町民アンケート調査
町のホームページアクセス数	件	57,234（2017年度）	80,000	ホームページシステム
Facebook・Instagram・LINE登録者（フォロワー）数	人	（LINE）109 （Instagram）153 （Facebook）270	1,000	各SNSサイト登録者数
コスモス通信戸別受信機設置率	%	85.9（2017年度）	90.0	総務財政課調査

参画と協働の指針

町民

- ICTを効果的に利用することで、日常生活の充実を図ります。
- 情報通信サービス利用に際しての正しい知識の習得とモラルの向上を図ります。

地域・団体・事業者

《地域・団体》

- ICTの利活用により地域の活性化を図ります。

《事業者》

- 多様なニーズに対応した情報コンテンツ（内容）を提供します。
- 利用しやすい情報通信サービスを提供します。
- ICTを利活用しながら、地域住民との交流・連携に取り組みます。
- 町と連携のもと、地域情報化の基盤整備を進めます。

基本目標 V 自然豊かな緑と水のまち

（1）公園・緑地の整備

目的と方針

町民の交流・憩いの場を確保するため、豊かな自然環境を活かした魅力ある公園・緑地等の整備・活用を図ります。

現状と課題

豊かな自然環境を誇る本町には、自然の緑や水に親しめる場が数多くあり、さらに、川原自然公園、城山公園、中八重緑地公園などの特色ある公園・緑地があります。これらを活用し、交流人口の拡大による地域の活性化を図ってきたほか、コミュニティ多目的広場や各児童公園を加えた各公園施設を適正に維持管理しています。総合交流センターや総合運動場に隣接するコミュニティ多目的広場では、木城ふるさとまつり、朝市、新春ジョギング大会、消防操法の訓練・大会などが行われ、コミュニティ空間の創出に活用されています。

今後も、各公園施設を適正な維持管理を継続し、町民の交流・憩いの場としてのさらなる活用に取り組むとともに、子どもや高齢者が安心して集える中心市街地周辺の広場・公園の整備について、検討していくことが必要となります。

施策の体系

（1）公園・緑地の整備
- ① 身近な公園・緑地の整備
- ② 水辺の整備
- ③ 運動公園・緑地公園の整備・活用

主要施策

① 身近な公園・緑地の整備

町民の身近な交流の場、憩いの場、子どもの遊び場、防災空間を確保するため、学校周辺もしくは中心市街地への遊具等を設置した都市型公園の整備を検討します。

② 水辺の整備

自然環境の保全に留意しながら、川原自然公園をはじめ、水辺や自然を活かした特色ある公園・緑地、小丸川沿いの水と親しむことのできる水辺環境の整備を図ります。

③運動公園・緑地公園の整備・活用

総合運動場・体育館・中八重緑地公園等の施設整備により、町民のスポーツ・レクリエーション、交流の場として利用促進を図るとともに、スポーツイベントの開催、各種合宿活動の誘致を推進します。

目標指標（ベンチマーク）

指標名	単位	2018年度（実績）	2023年度（目標）	目標指標の測定あるいは取得の方法
緑地公園利用者数（年間）	人	38,488（2017年度）	40,000	宮崎県観光動向調査
スポーツ合宿等利用団体数（年間）	団体	52（2017年度）	60	いしかわうち実績報告
公園・スポーツ施設の充実度	%	40.2	50.0	町民アンケート調査

参画と協働の指針

町民

- 公園に親しみ、活用するとともに、維持管理に参加します。

地域・団体・事業者

- 公園・緑地の維持管理活動を行います。
- 水辺の保全活動を行います。

（2）上下水道の維持・整備

目的と方針

安全で安定した水の供給のための水道施設設備の整備や、下水道事業への加入促進・合併処理浄化槽の設置促進に努めるとともに、上下水道事業の将来にわたる安定的・継続的な運営を目指します。

現状と課題

本町の簡易水道については、漏水の早期発見、水道施設設備の適切な維持管理、老朽施設の更新等により漏水防止対策と効果的な供給体制を確立し、安全・安心な水の安定供給に努めています。そのため、有収率[23]は92.3％と高くなっています。

一方、下水道については、下水道本管の面整備が2011年度に完了し、2017年度の水洗化率は94.8％に達しています。公共用水域の水質改善を図るため、加入促進を行うとともに、公共下水道整備計画区域外においては、合併処理浄化槽の設置促進を図っています。

今後は、簡易水道については、危機管理の視点から、既存の水道施設設備の監視体制の充実や地震等の災害に強い配水管の整備を進めるとともに、中央地区簡易水道の第２水源確保を視野に入れた取り組みが必要となります。また、2018年度に中長期的な経営の基本計画として策定した簡易水道事業及び下水道事業の経営戦略に基づき、町民の生活環境の向上を図るため、上下水道事業の維持向上、将来にわたる安定的・継続的な事業運営に努める必要があります。

施策の体系

（2）上下水道の維持・整備

- ①計画的な水道施設の整備
- ②水道事業の危機管理
- ③節水意識の高揚
- ④下水道整備の推進
- ⑤経営安定化の推進

23　浄水場などから供給した配水量のうち、水道料金の徴収対象となった水量を示す有収水量の割合を示す数値。割合が高いほど、給・配水管からの漏水等が少ないことになるが、消防用水等も含まれるため、100％にはならない。

主要施策

①計画的な水道施設の整備

水道施設設備更新計画に基づき、老朽化した水道施設設備の計画的な整備を行い、安全・安心な供給水の安定性を確保します。

②水道事業の危機管理

水道施設設備を取り巻く様々な災害に対応するために、監視体制の充実や配水管等の整備を進めるとともに、中央地区簡易水道の第２水源についての調査検討を行います。

③節水意識の高揚

節水を心がけ、水資源を大切にする意識の高揚に努めます。特に、冬期断水の主な原因となる水道管凍結防止についての注意喚起を行います。

④下水道整備の推進

下水道事業の加入推進を図り、下水道整備区域以外は合併処理浄化槽の設置を進めるなど、町全域における下水・生活排水処理施設整備の早期実現に努め、水洗化の普及を図ります。

⑤経営安定化の推進

2018年度に策定した簡易水道事業及び下水道事業の経営戦略に基づき、木城町上下水道事業料金等審議会において、上下水道事業の適正な料金等について審議を行い、将来にわたって安定的・継続的な事業運営を目指します。

目標指標（ベンチマーク）

指標名	単位	2018年度（実績）	2023年度（目標）	目標指標の測定あるいは取得の方法
有収率（簡易水道）	%	92.3（2017年度）	94.0	決算統計調査結果
水洗化率（下水道）	%	94.8（2017年度）	96.0	下水道用語集
上水道整備の満足度	%	54.2（2017年度）	70.0	町民アンケート調査
下水道整備の満足度	%	49.2（2017年度）	70.0	町民アンケート調査
合併処理浄化槽設置基数	基	315（2017年度）	340	宮崎県環境森林部環境管理課水保全対策担当への問合せ
浄化槽の法定検査受検率	%	69.4（2017年度）	100.0	宮崎県環境森林部環境管理課水保全対策担当への問合せ

参画と協働の指針

町民

- 水資源の重要性等に関する意識・知識を高め、節水に努めます。
- 異物（油や生ごみなど）を流さないよう、生活排水に注意します。
- 公共下水道への加入に努めます。
- 合併処理浄化槽を使用している場合は、浄化槽の適切な維持管理を行います。
- 単独浄化槽を使用している場合は、速やかに合併処理浄化槽への転換を図ります。
- 将来にわたって持続可能な上下水道経営に協力します。

地域・団体・事業者

- 水資源の重要性等に関する意識・知識を高め、節水に努めます。

（３）資源循環型社会の構築

目的と方針

町民・事業者と行政との協働により、ごみの発生抑制や再利用による減量化、リサイクルなどごみの減量化に取り組むとともに、ごみの収集、処理体制の充実をはじめ一般廃棄物の適正処理を推進し、自然環境と調和した持続可能な資源循環型社会の構築に積極的に取り組みます。

現状と課題

本町では、2005年度から現在の分別方法でごみを分別・収集しており、町民・事業者・行政が連携して、ごみの減量化に取り組んでいます。ごみステーションは、地区の協力によって管理され、適正なごみの搬入が行われており、各地区のごみステーションに搬入されたごみは、西都児湯クリーンセンター及びエコクリーンプラザみやざきにおいて適正に処理しています。西都児湯クリーンセンターでは、年２回「環境フェスタ」を開催し、循環型社会の構築に向け、4R運動の啓発に努めています。不法投棄対策については、環境パトロールを実施し、監視やごみの回収を行っています。し尿処理は、高鍋木城衛生センターで、適正なし尿・浄化槽汚泥の処理を行っています。

近年、可燃ごみの排出量が増加し、資源ごみの排出量が減少しているため、4R運動の推進やわかりやすいごみの分別方法の周知を図っていく必要があります。また、高齢化の進行に伴い、ごみステーションへのごみ出しが困難になる町民の増加が予想されるため、新たなごみの収集方法の検討も求められます。さらに、各処理施設における計画的な機器の更新や修繕等を行い、施設の延命化を図ることが必要となります。

施策の体系

（３）資源循環型社会の構築
- ① ごみ収集・処理体制の充実
- ② 4R運動の促進
- ③ ごみの不法投棄の防止
- ④ し尿処理体制の充実

主要施策

① ごみ収集・処理体制の充実

ごみステーションにおけるごみ収集について、管理を担当する地区と連携し、町民が利用しやすい環境を整備します。

また、西都児湯環境整備事務組合によるごみの排出動向や関連法等に即した分別収集体制の充実、広報・啓発活動、廃棄物処理施設・リサイクル施設の適正な管理・運営の充実に努めます。

② 4R運動の促進

広報・啓発活動を通じて町民や事業者の自主的な4R運動を促進し、特にリデュースに該当する「食品ロス（食べられるのに捨てられる食品）削減」に取り組むことで、ごみの減量化に努めます。

③ ごみの不法投棄の防止

町民との協働により、不法投棄巡回パトロールを引き続き行い、不法投棄の防止に努めるとともに、監視体制の強化に努めます。

④ し尿処理体制の充実

高鍋・木城衛生組合において、し尿処理施設の適正な管理・運営を行い、し尿及び浄化槽汚泥処理体制の充実に努めます。

目標指標（ベンチマーク）

指標名	単位	2018年度（実績）	2023年度（目標）	目標指標の測定あるいは取得の方法
ごみ総排出量（一般廃棄物）	t	1,226.26（2017年度）	1,200.00	西都児湯環境整備事務組合資料（家庭系・事業系合算）
町民１人当たりの可燃ごみ排出量	kg	153.01（2017年度）	150.00	西都児湯環境整備事務組合資料（家庭系のみ）
町民１人当たりの資源ごみ排出量	kg	33.95（2017年度）	35.00	西都児湯環境整備事務組合資料（家庭系のみ）
ごみの分別やリサイクルに「協力している」人の割合	%	66.2	75.0	町民アンケート調査

参画と協働の指針

町民

- ごみの分別を確実に実施します。
- 家庭のごみ発生を少なくします。
- 4R運動を行います。
- 不法投棄の監視に参加します。

地域・団体・事業者

- ごみの分別を確実に実施します。
- ごみの発生を少なくします。
- 4R運動を行います。
- 不法投棄の監視に参加します。

（4）自然・環境と共生する地域社会

目的と方針

自然環境と調和した、町民が生涯にわたって快適に暮らせる環境づくりを推進するとともに、快適で美しいまちの景観の形成を図ります。

現状と課題

本町では、「環境美化の日」の制定や環境美化推進大会の開催を通じ、町民の環境に対する意識啓発に努めています。また、小丸川の水質検査や環境美化推進大会時に実施するごみ拾い活動により、河川の水質保全等に努めています。

近年、世界規模で地球温暖化問題が顕在化しており、環境に対する取り組みは自治体だけでなく町民・事業者等が一体となって取り組む必要があります。

また、本町の豊かな自然や歴史、文化的なたたずまいなどの従来からの風景を今後も保つため、周辺景観と調和した良好な景観の創出に取り組んでいくことが必要です。

施策の体系

（4）自然・環境と共生する地域社会

- ①環境保全意識の高揚
- ②環境保全活動の促進
- ③公害等環境問題への対応
- ④美化運動の推進
- ⑤地球温暖化防止対策の推進
- ⑥景観の保全

主要施策

①環境保全意識の高揚

環境保全に関わる大会の開催及び広報・啓発活動を通じて、町民の環境保全意識の高揚に努めます。

②環境保全活動の促進

「環境美化の日」の清掃活動等の町民の自主的な環境保全活動の拡大・定着化や、きじょう住民提案型まちづくり事業を活用したボランティアの育成・支援に努めます。

また、河川等の水辺環境の保全に努めます。

③ 公害等環境問題への対応

河川の水質汚濁をはじめ、大気汚染・騒音・悪臭・振動等の公害に対し、関係機関との連携のもと、監視・指導を推進し、未然防止及び適切な対応に努めます。

④ 美化運動の推進

町民参加のもと、地域の美化活動の推進に努めます。

⑤ 地球温暖化防止対策の推進

地球温暖化対策実行計画に基づき、役場の事務事業で発生する温室効果ガスの排出削減を図るとともに、町全体への波及に向けた啓発等を進めます。

⑥ 景観の保全

本町特有の自然景観や田園・山と共存する町並みは貴重な景観資源となっているため、景観計画を策定し、町民や関係機関との連携を図りながら、地域の特性を活かした景観の保全に努めます。

目標指標（ベンチマーク）

指標名	単位	2018年度（実績）	2023年度（目標）	目標指標の測定あるいは取得の方法
温室効果ガス排出量	t-CO2	825（2017年度）	745（2022年度）	関係課からの実績報告
小丸川のBOD	mg/ℓ	0.5未満（2017年度）	0.5未満	水質調査（高城橋：2月実績）
自然環境の豊かさについての満足度	%	69.4	75.0	町民アンケート調査
自然環境保全に対する満足度	%	48.4	60.0	町民アンケート調査
景観の美しさについての満足度	%	51.6	65.0	町民アンケート調査

参画と協働の指針

町民

- 環境保全に関する意識・知識を高め、身近な生活に活かします。
- 地域等で行う環境保全活動に積極的に参加します。
- 近隣の迷惑となるような騒音、悪臭等を出さない生活を行います。
- 家庭における温室効果ガスの排出削減に取り組みます。
- 地域の景観保全、景観保護の重要性を理解し、身近な生活において景観への配慮に努めます。

地域・団体・事業者

- 環境保全に関する意識・知識を高め、環境に配慮した社会生活や事業活動を積極的に推進します。
- 環境保全活動を行います。
- 公害関係法令を遵守して事業活動を行います。
- 景観保全、景観保護に取り組みます。

基本目標Ⅵ　町民が主役のまち

（1）町民参加のまちづくりの推進

目的と方針

町民と行政がそれぞれの役割と責任を持って協働し、地域社会における課題解決の仕組みづくりに向け、町民参加のまちづくりを目指します。

現状と課題

まちづくりは「みんなで創る」ことが基本です。

本町では、まつりやイベントの計画立案は、行政以外の各団体の代表者などが主体となって進めており、各種町民講座や自治公民館・PTA関連の講演会など、町民参加型の催しが開催されています。任意のボランティア団体においても積極的な活動が行われ、こうした土壌は今後のまちづくりにおいて大切な資源となっています。石河内・中之又地区においては、活性化協議会の設置により、住民参加型の新たな地域づくりが行われ、特に、石河内地区では、小学校跡地を利用した宿泊施設等を地域ぐるみで運営しています。また、いきいき集落や自主防災組織の設立等により、「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識も高まってきています。

しかし、少子高齢化や共働き家庭の増加により、少しずつ地域活動への参加者が減少してきています。

今後も、多くの町民が参加しやすい活動や事業を積極的に取り入れ、町民が主役のまちづくりを進めていく必要があります。

施策の体系

（1）町民参加のまちづくりの推進

- ①広報・広聴活動の充実
- ②情報公開の推進
- ③まちづくり意識の高揚
- ④多様な分野における町民及び民間の参画・協働の促進
- ⑤町民団体、NPO等の育成

主要施策

① 広報・広聴活動の充実

町広報や議会広報等の一層の充実及びSNS等の活用により、広報機能の強化を図ります。

また、町民と行政が意見交換のできる場をつくるとともに、各種アンケートの実施を図り、広聴機能の強化に努めます。

② 情報公開の推進

公正で開かれた町政を推進するため、文書管理体制の充実のもと、情報公開条例に基づき、個人情報の保護に留意しながら、円滑な情報公開を推進します。

③ まちづくり意識の高揚

広報・啓発活動や学校教育、生涯学習など様々な場を通じ、町の現状や課題、今後のまちづくりに関する情報や学習機会の提供を図り、町民のまちづくり意識の高揚と知識の向上を促進します。

④ 多様な分野における町民及び民間の参画・協働の促進

文化行事やイベントの企画・開催への町民の参画・協働を促進します。

また、各種審議会委員の一般公募、パブリックコメント[24]の実施等を通じ、各種行政計画の策定・実施・点検・見直しへの町民参画・協働を促進します。

さらに、指定管理者制度[25]による管理運営や民間委託の推進等を通じ、公共施設の整備・管理や公共サービスの提供等への町民団体・民間企業等の参入を促進します。

⑤ 町民団体、NPO等の育成

既存の各種町民団体の自主的な活動を積極的に育成・支援していくとともに、きじょう住民提案型まちづくり事業等を活用し、新たな町民団体やNPO等の育成に努めます。

目標指標（ベンチマーク）

指標名	単位	2018年度（実績）	2023年度（目標）	目標指標の測定あるいは取得の方法
地域行事に“参加する”人の割合	%	47.8	60.0	町民アンケート調査
住民参加の満足度	%	20.2	30.0	町民アンケート調査
コスモス通信を「毎日聞いている」又は「時々聞いている」人の割合	%	68.9	85.0	町民アンケート調査
生涯学習の講座・教室の開催数（年間）	回	2	4	生涯学習講座・教室

24　ホームページ等を活用した住民意見の募集とその対応結果の公表。
25　公共施設の管理運営を民間事業者を含む法人・団体が担えるようにする制度。

参画と協働の指針

町民

- 町の広報媒体を活用し、町の情報を積極的に入手し、町政への理解と関心を高めます。
- 町の広聴活動の場や機会を活用し、意見・提言を行います。
- まちづくり意識を高め、まちづくりに参画・協働します。
- 町政モニター、パブリックコメント制度、町民アンケート、懇談会などを利用し、政策・施策の形成過程に参画します。
- 町民団体やNPO等の活動に積極的に参加します。

地域・団体・事業者

- 町の広報誌を正確に速やかに地区住民に配布します。
- 施設内に広報誌の配布コーナーを設置します。
- 町の広聴活動の場や機会を活用し、意見・提言を行います。
- まちづくり意識を高め、まちづくりに参画・協働します。
- 町民団体やNPO等として、積極的にまちづくり活動を行います。

（2）コミュニティ活動・ボランティア活動の充実

目的と方針

支え合い助け合う地域コミュニティの再生と創造に向け、地域コミュニティ活動やボランティア活動の拡充と活性化への取り組みを支援します。

現状と課題

本町では、地域住民の親睦と連帯を深めるため、また、各自治公民館相互の連携を図るため、各種スポーツ大会、研修会を開催しており、地域コミュニティ活動の中心となるリーダー養成につながる研修会や講演会等には、積極的な参加がみられます。ボランティア活動については、ボランティアセンターを核として、情報誌の発行を行い、活動情報の提供や会員の募集を行っています。また、地域への支援など様々な社会的活動を担うことを目的としたNPO法人等の住民活動団体も設立されています。

しかし、本町の地域コミュニティの拠点である自治公民館においては、加入者の高齢化や若い世代の未加入等により、自治公民館活動の維持が難しくなってきており、活動の縮小・廃止を余儀なくされている状況です。この状況は、地域の活力を低下させ、地域における防災・防犯活動等にも影響を及ぼす可能性があります。

今後は、地域コミュニティの拠点である自治公民館の活動をはじめ、ボランティア活動や住民活動団体を促進・支援し、地域におけるリーダーの育成、環境の整備も図るとともに、町の地域担当職員が積極的に活動し、地域コミュニティとの情報共有・伝達に努め、コミュニティを支援していく必要があります。

施策の体系

（2）コミュニティ活動・ボランティア活動の充実

- ①コミュニティ意識の高揚
- ②コミュニティの活性化支援
- ③ボランティア活動等の充実

主要施策

①コミュニティ意識の高揚

コミュニティの重要性、実際のコミュニティ活動の状況等について広報・啓発活動を行い、地域活動をはじめ、各種行事や生涯学習活動、ボランティア活動への参加を促進するとともに、広報誌やホームページを積極的に活用し、地域コミュニティ活動に必要な各種情報の発信や地域リーダーの育成を推進します。

②コミュニティの活性化支援

地域コミュニティ推進事業、自主防災組織の育成、防犯活動、交通安全活動、高齢者の見守り、子育て支援活動等の様々なコミュニティ活動について、地域担当職員による情報共有・伝達をはじめとする支援を図り、ともに助け合い安心して暮らせる地域づくりを目指します。

③ボランティア活動等の充実

ボランティア団体を育成するとともに、ボランティアセンターの強化を図り、町民やNPO法人等による自主的なボランティア活動を支援します。

目標指標（ベンチマーク）

指標名	単位	2018年度（実績）	2023年度（目標）	目標指標の測定あるいは取得の方法
自治公民館加入世帯の割合	%	70.8	80.0	教育課実績
自治公民館連絡協議会主催大会参加者数（延べ）	人	468	450	教育課実績
ふれあいいきいきサロン開催地区数	地区	15	17	ボランティアセンター実績報告
ふれあいいきいきサロン参加者数（延べ）	人	431	450	ボランティアセンター実績報告
地域コミュニティ活動の満足度	%	21.6	30.0	町民アンケート調査

参画と協働の指針

町民

- コミュニティ意識を高め、自治公民館活動に参加します。
- 地域社会を支える主体として、個々の能力等を地域のために還元します。
- 地域担当職員との情報共有を行います。
- 積極的にボランティア活動に参加します。

地域・団体・事業者

- 自治公民館活動への参加を促進します。
- 地域において、行政による支援施策を効果的に活用し、コミュニティ活動や地域づくり活動に積極的に取り組みます。
- 地域におけるリーダーの育成・確保に努めます。
- 地域担当職員との情報共有を行います。

（3）男女共同参画・人権尊重社会の形成

目的と方針

男女が互いに人権を尊重し、個性と能力を十分に発揮し、自分らしく輝いて暮らせる社会の実現に向け、男女共同参画基本計画に基づく意識づくりや環境づくりを進めるとともに、すべての人の人権を尊重する人権感覚を持つ町民の育成に向け、人権教育・啓発を効果的かつ継続的に推進します。

現状と課題

本町では、2017年３月に木城町男女共同参画条例を制定するとともに、2018年３月に男女共同参画基本計画（女性活躍推進計画とDV防止基本計画を含みます。）し、男女共同参画社会を推進していく体制と環境の整備に取り組みました。2016年度からは、職員を対象とした男女共同参画社会への理解を深めるための研修を毎年度開催しています。また、男女共同参画週間にはのぼり旗の掲揚、月報等による広報を行い、意識の高揚、啓発を行ってきました。さらに、地域の女性リーダーの研修会等への参加、各種審議会等への女性登用、農村女性アドバイザーの地区出向など、男女共同参画社会の実現に向けて様々な取り組みを積極的に行っています。2018年度現在、女性の教育長が選任され、５名の教育委員会委員のうち３名が女性となるなど、審議会等への女性登用の推進が図られています。

今後は、町民を対象とした講演会等を計画し、町全体に男女共同参画意識を浸透させる必要があります。

また、一人ひとりの人権が尊重され、大切にされる社会の実現に向け、職員に人権啓発研修を受講させるとともに、人権擁護委員や行政相談委員による相談所開設への協力などに取り組んでいます。

今後は、これまでの取り組みを踏まえ、内容・方法等をさらに充実させながら、人権教育・啓発を効果的かつ継続的に推進していく必要があります。

施策の体系

（3）男女共同参画・人権尊重社会の形成

- ①男女共同参画に向けての意識づくり
- ②男女がともに生きる環境づくり
- ③人権教育・啓発の推進
- ④人権問題等に関する相談体制の広報
- ⑤自分らしい生き方ができる環境づくり

主要施策

①男女共同参画に向けての意識づくり

男女共同参画基本計画に基づき、広報・啓発活動等を通じ、男女共同参画の視点に立った意識改革を推進します。

また、学校・地域・家庭・職場等、あらゆる機会をとらえて、世代や社会環境等に応じた男女平等に関する教育活動を推進します。

さらに、DV[26]をはじめ、男女共同参画に関する町民の様々な悩みに応えるため、相談体制の充実を図ります。

②男女がともに生きる環境づくり

男女雇用機会均等法の遵守に向けた周知・啓発、職場における労働条件や環境の整備に向けた啓発等を行い、働く場での男女平等を促進するとともに、育児・介護休業制度の周知・活用促進、子育てや介護のための社会支援の充実・職場等の環境整備の促進など、仕事と家庭生活の両立支援に努めます。

また、情報提供や活動支援等を通じ、地域活動における男女共同参画を促進します。

さらに、女性団体・リーダーの育成や審議会等への女性の登用率の向上を図り、政策・方針決定の場への男女共同参画を促進します。

③人権教育・啓発の推進

町民一人ひとりが人権問題を単に知識として学ぶだけでなく、日常生活において態度や行動に表れるような人権感覚を持つことができるよう、学校・家庭・地域・職場その他あらゆる場を通じて人権教育・啓発を効果的かつ継続的に推進します。

④人権問題等に関する相談体制の広報

町民の相談内容に応じて、人権擁護委員、民生委員、児童委員、行政相談員等の適切な相談先を案内し、問題の早期解決を目指すとともに、町内における相談所の開設や法務局における常設の人権相談等について、広報を実施します。

⑤自分らしい生き方ができる環境づくり

LGBT[27]の理解を深め、様々な個性を認め合い、一人ひとりが、自分らしい生き方ができる環境づくりを推進するため、講演、研修等の人権教育・啓発を推進します。

26　Domestic Violenceの略。配偶者や恋人など親密な関係にある、あるいはあった人から振るわれる暴力。

27　レズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（出生時に診断された性と自認する性の不一致）の頭文字をとり、セクシュアル・マイノリティー（性的少数者）の一部の人々を指した総称。

目標指標（ベンチマーク）

指標名	単位	2018年度（実績）	2023年度（目標）	目標指標の測定あるいは取得の方法
審議会などにおける女性委員の比率	%	23.5	30.0	総務財政課調べ
男女共同参画に関する研修	回	2	3	総務財政課実績
各種人権に関する広報誌等掲載	回	5	9	月報、広報誌「きじょう」

参画と協働の指針

町民

- 職場、学校、地域、家庭等で男女共同参画の推進に努めます。
- 家族がお互いに協力し、家事、子育て、介護等を行います。
- 男女間の暴力に関する悩みがある場合、相談・支援を受け、早期解決に努めます。
- 人権教育や啓発事業に参加し、人権意識を高め、日常生活に活かします。
- 人権問題に関する悩みがある場合、相談窓口で相談します。

地域・団体・事業者

《地域》

- 性別役割分担意識に基づく慣習等を見直し、地域における男女共同参画を推進します。
- 役職等における女性の登用の拡大に努めます。
- 行政と連携し、人権教育や啓発事業を行います。

《事業者》

- 女性が能力を発揮できる職場環境づくりに努めます。
- 雇用における男女の均等な機会と待遇を確保します。
- 仕事と家庭生活の両立支援のための環境づくりに努めます。
- 行政と連携して人権教育や啓発事業を行い、雇用や待遇の差別を撤廃します。

（4）時代に即した自治体経営の推進

目的と方針

町民との信頼関係を維持し、安心して生活できる行財政運営を進めるため、時代に即した効率化に取り組みながら、財政の健全化と行政サービスの向上に努めます。

現状と課題

少子高齢化や高度化・多様化する町民ニーズなど、自治体行政を取り巻く環境は厳しいものとなっています。地方分権が進展し、地方創生の時代を迎え、限られた経営資源を効果的、効率的に投入し、自主性と自立性の高い自治体経営を進めていくことが求められています。

本町では、2015年度に策定した行政改革大綱に基づき、財政健全化や組織機構の再編などの行財政運営の効率化に取り組むとともに、「きじょうのまちづくり予算」や「財政事情」を作成し、各戸に配布することにより、町民にわかりやすい財政状況の開示を行っています。

しかし、本町最大の自主財源である固定資産税については、大規模償却資産がその大半を占めていますが、2013年度をピークに今後も年間約5～6%程度ずつ減少していく見込みであり、職員一人ひとりが、危機感を持って財政運営に臨まなければならない時代を迎えています。

このため、自主財源の確保はもとより、事務事業や組織・機構の見直し、定員管理の適正化、職員の資質の向上、公共施設等の適正管理などに取り組み、さらなる行財政改革を継続的に推進していく必要があります。

施策の体系

（4）時代に即した自治体経営の推進

- ①行財政改革の推進
- ②人材の育成
- ③健全な財政基盤の確保
- ④効果的・効率的な財政運営の推進
- ⑤広域行政の推進
- ⑥公共施設等の適正管理

主要施策

①行財政改革の推進

行政改革大綱等に基づき、事務事業のさらなる見直しを行うとともに、補助金や使用料・手数料等の見直し、指定管理者制度の活用、公共サービス改革の導入、民間委託等を推進します。

また、組織のフラット化を基本に、時代に即した組織・機構への再編を適宜行います。

さらに、数値目標に基づき、職員数の適正配置や職員給与の見直しなど、定員管理及び給与の適正化を図ります。

②人材の育成

人材育成基本方針に基づき、職場環境の充実やプロ意識の啓発、職員研修の充実等を進めるとともに、人事評価制度を活用し、地方創生時代の担い手にふさわしい人材の育成を図ります。

③健全な財政基盤の確保

限られた財源を効率的に活用するため、経費全般についての徹底的な見直しを行い、その節減・合理化を図ります。また、受益者負担の原則に基づく使用料・手数料の見直し、課税対象の的確な把握や収納率の向上等を行い、自主財源の確保を図るとともに、国・県の各種補助制度等を有効に活用しながら事業を展開します。

④効果的・効率的な財政運営の推進

財政状況の分析・公表を積極的に行うとともに事業効果や費用対効果、重要度、緊急度等を総合的に勘案し、事業の重点化・選別化等を図りながら、効果的・効率的な財政運営を推進します。

⑤広域行政の推進

周辺自治体との連携のもと、一部事務組合等による広域施策・共同事業の効率的な推進に努めます。また、国・県等による地域再編等の具体化の動向を勘案しながら、今後の広域行政のあり方について検討し、それに基づく取り組みを推進します。

⑥公共施設等の適正管理

公共施設等総合管理計画に基づき、本町が保有する公共施設等の現状を把握するとともに、人口、財政、公共施設等の質・量等の観点から評価を行い、本町の特性やまちづくりの方向性に留意して統廃合や長寿命化等を計画的に進めるなど、公共施設等の長期的な管理を行います。

目標指標（ベンチマーク）

指標名	単位	2018年度（実績）	2023年度（目標）	目標指標の測定あるいは取得の方法
町職員数（県教育主事含む）	人	90	91	総務財政課
町税収納率	%	99.86（2017年度）	99.90	税務課
行政サービスの充実度	%	28.5	35.0	町民アンケート調査
行財政運営の満足度	%	19.2	35.0	町民アンケート調査

参画と協働の指針

町民

- 行財政運営を取り巻く環境を認識し、町の行財政への関心を高め、町民としてできることに積極的に取り組みます。
- 納税や受益者負担に関する意識を高め、税金や公共料金の納付の義務を果たします。
- 行政サービス分野における職員の能力開発や資質の向上の必要性を理解し、取り組みや事業等に協力します。
- 公共施設の集約化等についての理解を深め、協力します。

地域・団体・事業者

- 団体運営について、補助金等を財源としている運営を見直し、自立運営に努めます。
- 町からのアウトソーシングや指定管理者制度等への対応に努めます。
- 納税や受益者負担に関する意識を高め、税金や公共料金の納付の義務を果たします。
- 行政サービス分野における職員の能力開発や資質の向上の必要性を理解し、取り組みや事業等に協力します。
- 公共施設の集約化等についての理解を深め、協力します。

施策別担当課早見一覧表

	総務財政課	町民課	まちづくり推進課	会計課	税務課	教育課	産業振興課	環境整備課	議会事務局	福祉保健課
1－(1)農林業の振興							●			
1－(2)商工業の振興			●				●			
1－(3)観光・交流事業の振興			●							
1－(4)各産業の連携強化と雇用の創出	●		●				●			●
2－(1)子育て支援の充実						●				●
2－(2)高齢者福祉の充実										●
2－(3)障がい者福祉の充実										●
2－(4)地域福祉の充実										●
2－(5)保健・医療の充実		●								●
3－(1)生涯学習・生涯スポーツの推進						●				
3－(2)幼児・学校教育の充実						●				
3－(3)青少年の健全育成の推進						●				
3－(4)文化・芸術の振興						●				
4－(1)道路網の整備	●							●		
4－(2)公共交通の維持・充実			●							
4－(3)住宅・住宅団地の整備			●					●		
4－(4)消防・防災・防犯の充実	●						●	●		●
4－(5)情報基盤の充実			●							
5－(1)公園・緑地の整備			●			●	●	●		●
5－(2)上下水道の維持・整備								●		
5－(3)資源循環型社会の構築		●								
5－(4)環境と共生する地域社会		●						●		
6－(1)町民参加のまちづくりの推進	●		●			●				
6－(2)コミュニティ活動・ボランティア活動			●			●				●
6－(3)男女共同参画・人権尊重社会の形成	●	●								●
6－(4)時代に即した自治体経営の推進	●				●					

Ⅴ　附属資料

木城町総合計画策定条例

（平成25年 6月19日
条 例 第 20 号）

（趣旨）

第１条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第２項の規定に基づき、総合的かつ計画的な町政の運営を図るため、本町の総合計画を策定することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　総合計画　将来における本町のあるべき姿と進むべき方向についての基本的な指針であり、基本構想、基本計画及び実施計画からなるものをいう。

（２）　基本構想　町政の最高理念であり、町の基本的な方向と施策の大綱を示すものをいう。

（３）　基本計画　町政の基本的な計画であり、基本目標を踏まえた施策の基本的方向及び体系を示すものをいう。

（４）　実施計画　町政の具体的な計画であり、施策を実現するため実施する事　業を示すものをいう。

（総合計画審議会への諮問）

第３条　町長は、基本構想を策定するに当たっては、あらかじめ、木城町総合計画審議会条例（昭和46年木城町条例第20号）第１条に規定する木城町総合計画審議会に諮問するものとする。

（議会の議決）

第４条　町長は、前条に規定する手続きを経て、基本構想を策定しようとするときは、議会の議決を経るものとする。

２　前条及び前項の規定は、基本構想の変更について準用する。

（基本計画及び実施計画の策定）

第５条　町長は、基本構想に基づき、基本計画及び実施計画を策定するものとする。

（総合計画の公表）

第６条　町長は、総合計画の策定後、速やかにこれを公表するものとする。

２　前項の規定は、総合計画の変更について準用する。

（総合計画との整合）

第７条　個別行政分野における施策の基本的な事項を定める計画を策定し、又は変更するに当たっては、総合計画との整合を図るものとする。

（委任）

第８条　この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

木城町総合計画審議会条例

（昭和46年12月23日
条　例　第　20　号）

（設置）

第１条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の４第３項の規定に基づき、町長の諮問に応じ、木城町の総合計画に関して必要な事項を調査審議するため、木城町総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（組織）

第２条　審議会は、委員20名以内をもって組織し、次の各号に掲げるもののうちから町長が委嘱する。

（１）農林業及び商工業関係者

（２）町内の公共的機関及びその他関係団体の役職員

（３）学識経験を有する者

２　委員は、当該諮問にかかる審議が終了したときは解任されるものとする。

（会長）

第３条　審議会に会長１人を置き、委員のうちから互選する。

２　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

３　会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

（会議）

第４条　審議会は会長が招集する。ただし、最初の招集は町長が行う。

２　前審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

（庶務）

第５条　審議会の庶務は、まちづくり推進課において処理する。

（委任）

第６条　この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、町長が定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和60年６月20日条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成25年６月19日条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成27年３月25日条例第９号）

この条例は、平成27年４月１日から施行する。

計画策定の経過

年月日		事項	主な内容（議題）
平成 30 年	6 月 12 日	・策定事務局等打合せ会	◇策定手順等の確認
	6 月 21 日	・第 1 回木城町総合計画策定委員会	◇策定業務・実施計画書の確認 ◇アンケート調査について　他
	7 月	・アンケート調査準備	◇アンケート内容検討 ◇アンケート対象者抽出　他
	8 月 6 日	・第 1 回ワーキング会議	◇策定業務・実施計画書の確認 ◇アンケート調査について ◇現計画（前期基本計画）達成状況調査について
	8 月	・一般町民アンケート調査の実施 ・中学生アンケート調査の実施	◇対象者数（抽出：1,000 名） ◇　〃　（中学校全校生徒）
	8 月	・現計画（前期基本計画）達成状況調査	◇全課
	9 月 26 日	・トップインタビュー	
	9 月 26 日～ 28 日	・各課ヒアリング実施	◇現計画達成状況について
	10 月	・各アンケート調査結果集計 ・現計画（前期基本計画）達成状況評価	
	11 月 30 日	・第 1 回木城町総合計画審議会	◇諮問 ◇策定業務・実施計画書の確認 ◇現計画達成状況調査について ◇町民等アンケート調査集計結果 ◇基本構想事項の検討
	12 月 10 日	・第 2 回ワーキング会議	◇後期基本計画作成シートについて
	12 月	・後期基本計画シート作成	◇全課
平成 31 年	1 月	・後期基本計画シート取りまとめ ・後期計画書作成	
	1 月 30 日	・第 3 回ワーキング会議	◇後期基本計画（案）協議
	1 月 31 日	・第 2 回木城町総合計画策定委員会	◇後期基本計画（案）協議
	2 月 13 日	・第 2 回木城町総合計画審議会	◇後期基本計画（案）審議
	2 月 18 日～ 28 日	・パブリックコメント募集	
	2 月 25 日	・議会全員協議会説明	◇後期計画書（案）説明
	3 月 13 日	・第 3 回木城町総合計画審議会	◇後期計画書（最終案）審議 ◇答申

木城町総合計画審議会条例

（昭和46年12月23日
条　例　第　20　号）

（設置）
第１条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の４第３項の規定に基づき、町長の諮問に応じ、木城町の総合計画に関して必要な事項を調査審議するため、木城町総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。
（組織）
第２条　審議会は、委員20名以内をもって組織し、次の各号に掲げるもののうちから町長が委嘱する。
（１）農林業及び商工業関係者
（２）町内の公共的機関及びその他関係団体の役職員
（３）学識経験を有する者
２　委員は、当該諮問にかかる審議が終了したときは解任されるものとする。
（会長）
第３条　審議会に会長１人を置き、委員のうちから互選する。
２　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
３　会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。
（会議）
第４条　審議会は会長が招集する。ただし、最初の招集は町長が行う。
２　前審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
（庶務）
第５条　審議会の庶務は、まちづくり推進課において処理する。
（委任）
第６条　この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、町長が定める。
附　則
この条例は、公布の日から施行する。
附　則（昭和60年６月20日条例第16号）
この条例は、公布の日から施行する。
附　則（平成25年６月19日条例第21号）
この条例は、公布の日から施行する。
附　則（平成27年３月25日条例第９号）
この条例は、平成27年４月１日から施行する。

諮問書

発 木 ま ち 第 66 号
平成 30 年 11 月 30 日

木城町総合計画審議会会長　殿

木城町長　半渡　英俊

第五次木城町総合計画後期基本計画について（諮問）

木城町総合計画策定条例（平成 25 年 6 月 19 日条例第 20 号）第 3 条に基づき、将来の本町のあるべき姿を見据え、町政運営の指針となる下記事項について、貴審議会に諮問いたします。

記

諮問事項　　　第五次木城町総合計画後期基本計画について

答申書

平成 31 年 3 月 13 日

木城町長　半渡　英俊　　殿

第五次木城町総合計画審議会
会長　　長友　道泰

第五次木城町総合計画後期基本計画諮問に対する答申について

平成３０年１１月３０日付け発木まち第６６号により諮問された第五次木城町総合計画後期基本計画について慎重に審議した結果、別冊のとおり答申いたします。

今後は、この答申に基づき、本計画で定めました後期基本計画と将来像「みんなで創る　明日に向けて翔くまち　木城」の計画実現に向けた積極的な取り組みを要望いたします。

木城町総合計画審議会　委員名簿

（平成30年11月30日～平成31年3月31日）

	所　属	役　職	氏　名
1	木城町商工会	会長	長友　道泰
2	木城町商工会青年部	部長	守部　擁垂
3	木城町商工会女性部	部長	近藤　節子
4	木城町観光協会	会長	牛田　　宏
5	木城中学校	校長	矢野　義継
6	木城中学校ＰＴＡ	会長	中下　弘司
7	木城小学校	校長	高田　靖史
8	木城小学校ＰＴＡ	会長	長友　克裕
9	どんぐり保育園父母の会	会長	安井　太志
10	木城町地域婦人連絡協議会	会長	甲斐　惠子
11	木城町若者連絡協議会	会長	梶原　純一
12	木城町認定農業者協議会	会長	小泉　正浩
13	木城町子ども会育成連絡協議会	会長	中武　康広
14	木城町自治公民館連絡協議会	会長	西　有一郎
15	木城町社会福祉協議会	常務理事	石井　雄二
16	木城町老人クラブ連合会	会長	今井　大司
17	木城町民生委員児童委員協議会	会長	杉　　良子
18	社会福祉法人石井記念友愛社	理事長	児嶋　草次郎
19	ＮＰＯ法人ふぁむ・ふぁーむ	代表	渡邉　幸子
20	㈱みやざきサンミート季穣	代表取締役社長	川越　泰代

第五次木城町総合計画　後期基本計画
《2019 ― 2023》

発　行　日　平成 31 年 3 月
編集・発行　宮崎県木城町
〒 884-0101 宮崎県児湯郡木城町大字高城 1227-1
TEL 0983-32-4727　FAX 0983-32-3440
ホームページ http://www.town.kijo.lg.jp　E-mail machi@town.kijo.lg.jp
制　　　作　㈱ぎょうせい

みんなで創（つく）る　明日に向けて翔（はばた）く　木城

宮崎県　木城町（きじょうちょう）